

令和3年1月1日改定

新総合火災共済 普通共済約款・特約

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート！



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

新総合火災共済普通共済約款

令和3年1月1日より適用
兵庫県共済協同組合

目次

普通共済約款

第1章	用語の定義条項	1
第2章	補償条項	3
第3章	基本条項	20
第4章	日火連の共済責任条項	31

特約

風災等支払方法変更特約（フランチャイズ型）	32
【略称：風災等支払変更特約（フランチャイズ型）】	
地震危険補償特約	33
長期新総合火災共済特約	45
【略称：長期一括払】	
長期新総合火災共済共済掛金年払特約	47
【略称：長期年払】	
共済掛金の払込みに関する特約（新総合火災共済用）	51
【略称：掛金払込に関する特約】	
追加共済掛金の払込みに関する特約（新総合火災共済用）	57
【略称：追加掛金払込に関する特約】	
* 各特約下段記載の略称は共済契約証書表記名です。	
共済金のご請求の際に必要な書類等	60

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この普通共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金はその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいいます。
給排水設備	給排水設備とは、水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、浄化槽、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト（屋根の積雪を熱で融かして排水する設備）等を指し、常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。なお、流し台、風呂槽、洗濯機、皿洗器および洗面台等については、本体に連なる排水管部分のみを給排水設備に含み、本体そのものは給排水設備に含みません。
共済期間	共済契約証書記載の共済期間をいいます。
共済金	損害共済金、臨時費用共済金、地震火災費用共済金、残存物取片づけ費用共済金または水道管修理費用共済金をいいます。
協定再調達価額	建物について、共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、組合と共済契約者または被共済者との間で評価し、協定した額で、共済契約証書に記載した額をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって組合が告知を求めたものをいいます。（注） （注） 他の共済契約等に関する事項を含みます。
再調達価額	損害が生じた地および時において共済の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた共済の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

時価額	共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、第2章補償条項第1条（共済の対象の範囲）(1)の＜共済の対象一覧表＞③のア．に掲げる物（1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。）は、その共済の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることがなく、これを連続した土地とみなします。
支払責任額	他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券（定期券を除きます。）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって共済の対象について生じた損害を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の共済契約等	この共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在する被共済者所有の共済の対象について締結された第2章補償条項第2条（損害共済金を支払う場合）の損害または同章第3条（費用共済金を支払う場合）の費用を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
日火連	この普通共済約款において、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済責任を負っている全日本火災共済協同組合連合会をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被共済者	共済契約証書記載の被共済者をいいます。
被共済者以外の者が占有する戸室	被共済者以外の者が占有する室内のほか、空家、ベランダまたはルーフバルコニー等の占有スペースを含みます。
復旧に伴って生じた残存物	損害を受けた共済の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。
復旧費用	損害が生じた地および時において、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用（実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用）をいいます。

暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第2章 補償条項

第1条（共済の対象の範囲）

- (1) この共済契約における共済の対象は、＜共済の対象一覧表＞のうち、共済契約証書記載の共済の対象欄に「○」の記載があるものとします。（「×」の記載があるものは、共済の対象には含まれません。）ただし、区分所有建物の共用部分は、被共済者が所有するものであっても、共済契約証書記載の共用部分欄に共済の対象に含む旨の記載がないかぎり、共済の対象には含まれません。

＜共済の対象一覧表＞

	共済の対象	共済の対象に含まれるもの	共済の対象に含まれないもの
①	建物 (注1)(注2)	共済の対象となる建物とは、被共済者が所有し、日本国内に所在する共済契約証書記載の建物をいい、次のア．からエ．までの物のうち、被共済者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、建物に含まれます。 ア． 畳、建具その他これらに類する物 イ． 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ウ． 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの エ． 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物	

②	家財 (注3)	ア. 共済の対象となる家財とは、日本国内に所在する共済契約証書記載の建物に収容されている被共済者が所有する家財をいいます。 イ. 被共済者の親族（婚姻の届出をしていないが被共済者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者およびその子を含みます。以下同様とします。）の所有する家財で共済契約証書記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。 ウ. 建物と家財の所有者が異なる場合において、①の ア. からウ. までの物で被共済者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。	次のア. からカ. までの物は、家財に含まれません。 ア. 自動車、自動三輪車および自動二輪車（総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財に含みます。） イ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物（注4） ウ. 商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。） エ. 業務用の什器・備品 オ. 動物および植物 カ. テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物（注5）
③	明記物件	次のア. またはイ. の物（以下「明記物件」といいます。）のうち、共済契約証書に明記された物は、家財に含まれます。 ア. 貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの（以下「貴金属・宝玉石等」といいます。） イ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物	左記のア. またはイ. の明記物件のうち、共済契約証書に明記されていない物は、家財に含まれません。

(2) 家財が共済の対象である場合は、(1)③のア. の貴金属・宝玉石が共済契約証書に明記されていないとき（注6）であっても、共済期間を通じて1回の事故にかぎり、これを共済の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなし、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、300万円または共済の対象である家財

の共済金額のいずれか低い額を限度とします。なお、組合は、この損害共済金とこの共済契約で支払われる他の損害共済金との合計額が家財の共済金額を超えるときでも、この損害共済金を支払います。

事故が生じた後は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、貴金属・宝玉石等を共済契約証書に明記するための手続を行わなければなりません。この手続により明記した貴金属・宝玉石等にかぎり、手続完了以降の共済期間については、共済の対象に含まれるものとします。

(3) 共済契約証書に明記されている貴金属・宝玉石等については、(2)の規定は適用しません。

(4) 建物が共済の対象である場合は、共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価し、協定再調達価額として協定し、共済契約証書に記載するものとします。

(5) 共済契約者または被共済者は、(4)の協定再調達価額を定めるに際し、組合が共済の対象である建物の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、組合に事実を正確に告げなければなりません。

(6) 共済の対象である建物の協定再調達価額を定めるに際し、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって組合が共済の対象である建物の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として(4)の規定により定めるべき額と異なった協定再調達価額が定められた場合は、組合は、次条(2)の規定を適用して損害共済金を支払います。この場合において、既に同条(1)の規定を適用して損害共済金を支払っていたときは、組合は、同条(2)の規定を適用して算出した損害共済金との差額の返還を請求することができます。

(7) (6)の規定は、次の①または②のいずれかに該当する場合は適用しません。

① (4)の協定再調達価額を定めるに際し、組合が(6)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注7）

② 共済契約者または被共済者が、次条の事故による損害の発生前に、共済の対象である建物の協定再調達価額を評価するために必要な事項について、書面をもって訂正を組合に申し出た場合

(8) 共済契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する事実が発生し、それによって共済の対象である建物の価額が増加または減少した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 共済の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし

② この共済契約において補償しない事故による共済の対象の一部滅失

(9) (8)の場合、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象である建物の価額を再評価し、協定再調達価額を変更するものとします。

(10) (8)の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から(9)の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、次条(2)の規定を適用して損害共済金を支払います。ただし、共済の対象である建物の価額が減少した場合は除きます。

- (注1) 建物（屋外設備・装置の取扱い）
敷地内に所在する屋外設備・装置のうち次の①および②のいずれにも該当しないものに、共済契約証書記載の事故の区分欄に「○」の記載がある損害が生じた場合は、これらを共済の対象として取り扱います。この場合であっても、この普通共済約款にいう協定再調達価額および共済金額ならびに共済契約証書記載の建物の共済金額には、これらの価額を含みません。
① 門、塀、垣、物置または車庫
② 事業の用に供するもの

(注2) 建物（区分所有建物の取扱い）
区分所有建物の専有部分である場合において、もっぱら被共済者が使用または管理する共用部分が、共済契約証書記載の事故の区分欄に「○」の記載がある損害を受け、その区分所有建物の居住者で構成される管理組合の規約にもとづき、被共済者に修復の義務が生じたときは、これらを共済の対象として取り扱います。なお、この損害に対して共済金の支払を受けようとする場合は、その管理組合の承認を得なければなりません。この場合であっても、この普通共済約款にいう協定再調達価額および共済金額ならびに共済契約証書記載の建物の共済金額には、これらの価額を含みません。

(注3) 家財
物置、車庫その他の付属建物に収容される家財は、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。

(注4) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
家財が共済の対象である場合で、共済契約証書記載の事故の区分欄「外部からの物体の落下・飛来、水濡れ、騒擾、盗難」に「○」の記載がある場合において、生活用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（有価証券およびその他これらに類する物を除きます。）に、次条(1)の＜補償内容・損害共済金一覧表＞に掲げる④のオ. の損害が生じたときは、これらを共済の対象として取り扱います。この場合であっても、この普通共済約款にいう再調達価額および共済金額ならびに共済契約証書記載の家財の共済金額には、これらの価額を含みません。

(注5) プログラム、データその他これらに類する物
OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについて次条の損害共済金が支払われる場合にかぎり、家財に含むものとします。

(注6) 貴金属・宝石等が共済契約証書に明記されていないとき
共済契約締結の際または共済契約締結の後、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって、貴金属・宝石等を共済契約証書に明記するための手続を怠った場合を除きます。

(注7) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
組合のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第2条（損害共済金を支払う場合）

(1) 組合は、＜補償内容・損害共済金一覧表＞のうち、共済契約証書記載の事故の区分欄に「○」の記載がある損害共済金について、＜補

償内容・損害共済金一覧表＞およびこの普通共済約款に従い支払います。（「×」の記載がある損害共済金については、支払いません。）

＜補償内容・損害共済金一覧表＞

	事故の区分	損害共済金を支払う場合
①	火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって共済の対象が損害を受けた場合
②	風災（注1）、雹災、雪災（注2）	風災（注1）、雹災または雪災（注2）によって共済の対象が損害（注3）を受けた場合
③	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって共済の対象が損害を受け、その損害の状況が次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する損害を受けた場合 （ア）建物が共済の対象である場合は協定再調達価額の、家財が共済の対象である場合は再調達価額の30％以上の損害が生じた場合 （イ）共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水（注4）を被った結果、共済の対象に損害が生じた場合 （A）建物が共済の対象の場合 a 協定再調達価額の15％以上30％未満の損害が生じた場合 b 協定再調達価額の15％未満の損害が生じた場合 （B）家財が共済の対象の場合 a 再調達価額の15％以上30％未満の損害が生じた場合 b 再調達価額の15％未満の損害が生じた場合
④	ア. 外部からの物体の落下、飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって共済の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは③の事故による損害を除きます。
	イ. 水濡れ	次の（ア）もしくは（イ）のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることをいいます。）による水濡れによって共済の対象が損害を受けた場合。ただし、②もしくは③の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 （ア）給排水設備に生じた事故 （イ）被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故
	ウ. 騒擾	騒擾およびこれに類似の集団行動（注5）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって共済の対象が損害を受けた場合

エ. 盗難	盗難によって共済の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された共済の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用（以下「回収に要した費用」といいます。）は損害の額に含みます。
オ. 通貨、預貯金証書等の盗難	家財が共済の対象である場合において、共済契約証書記載の建物内における生活用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（有価証券およびその他これらに類する物を除きます。）の盗難。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の（ア）および（イ）に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の（ウ）に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された共済の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含みます。ただし、その再調達価額を限度とします。 （ア）共済契約者または被共済者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 （イ）盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 （ウ）共済契約者または被共済者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。

損害共済金の支払額		
建 物		家 財
A. 組合が共済金を支払うべき損害の額は、下表のとおりとします。		A. 組合が共済金を支払うべき損害の額は、下記によって定めます。 （A）家財の再調達価額を限度として、次の算式により算出した額とします。
区 分	損害の額	
（A）建物を復旧できない場合	協定再調達価額	
（B）（A）以外の場合	建物の協定再調達価額を限度として、次の算式により算出された額。 復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	
B. 組合が支払う損害共済金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、建物の共済金額を限度とします。		復旧費用 − 復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 （B）④のエ. およびオ. に規定する盗難によって生じた損害については、再調達価額によって定めます。ただし、印紙および切手の損害の額については、その料額によって定めます。 （C）（A）および（B）にかかわらず、明記物件の場合は、その時価額によって定めます。

共済契約証書記載の自 損害の額 − 己負担額 = 損害共済金 （注6） C. 建物のみが共済の対象である場合は、④のオ. の通貨、預貯金証書等の盗難は補償されません。	共済契約証書記載の自 損害の額 − 己負担額 = 損害共済金 （注6） （B）（A）の算式において、明記物件の盗難の場合は、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の共済金額のいずれか低い額を限度とします。 （C）（A）にかかわらず、通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害の額を支払います。						
	<table> <tr> <th>事故の種類</th><th>限度額</th></tr> <tr> <td>通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難</td><td>20万円</td></tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td><td>200万円または家財の共済金額のいずれか低い額</td></tr> </table>	事故の種類	限度額	通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円	預貯金証書の盗難	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額
事故の種類	限度額						
通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円						
預貯金証書の盗難	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額						
上記建物にかかる損害共済金の支払額のB. および家財にかかる損害共済金の支払額のB. の規定にかかわらず、③の水災の場合に、組合が支払う損害共済金の額は、次の算式により算出した額とします。 （A）（ア）の場合 損害の額（注7） = 損害共済金 ただし、損害共済金として支払う額は、1回の事故につき共済金額を限度とします。 （B）（イ）の（A）のaおよび（B）のaの場合 共済金額 × 支払割合(20%) = 損害共済金 ただし、損害共済金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または損害の額（注7）のいずれか低い額を限度とします。							

(C) (イ) の (A) のbおよび (B) のbの場合

$$\text{共済金額} \times \text{支払割合}(10\%) = \text{損害共済金}$$

ただし、損害共済金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに150万円または損害の額(注7)のいずれか低い額を限度とします。

(2) 共済の対象が建物である場合において、前条(6)または(10)の規定により共済金を支払うときは、次の①および②に従います。

① 組合が共済金を支払うべき損害の額は、建物の再調達価額によって定めます。

② 組合が支払う損害共済金の額は、建物の共済金額を限度として、下記によって定めます。

ア. 共済金額が、建物の再調達価額の80%に相当する額以上の場合は、次の算式により算出した額とします。

$$\text{損害の額} - \frac{\text{共済契約証書記載の自己負担額(注6)}}{\text{共済金額}} = \text{損害共済金}$$

イ. ア. 以外の場合は、次の算式により算出した額とします。

$$\left[\text{損害の額} - \frac{\text{共済契約証書記載の自己負担額(注6)}}{\text{共済金額}} \right] \times \frac{\text{建物の共済金額}}{\text{再調達価額} \times 80\%} = \text{損害共済金}$$

(3) 共済の対象が建物である場合において、協定再調達価額が建物の再調達価額を著しく超えるときは、(1)の規定の適用においては、「協定再調達価額」を「時価額(注8)」と読み替えるものとします。この場合において、損害が生じた共済の対象を修理することができる場合には、その共済の対象の時価額を限度として、次の算式によって算出した額を組合が損害共済金として支払うべき損害の額とします。

$$\text{修理費(注9)} - \frac{\text{修理によって時価額が増加した場合は、その増加額(注10)}}{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \text{損害の額}$$

(4) 協定再調達価額が建物の再調達価額を著しく超える場合において、(3)の規定を適用しないで既に(1)または(2)の規定を適用して損害共済金を支払っていたときは、組合は、(3)の規定を適用して算出した損害共済金との差額の返還を請求することができます。

(注1) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注2) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第3章基本条項第22条(共済金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

(注3) 損害

風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等)をいいます。)または屋外設備・装置の外側の部分が風災(注1)、雹災または雪災(注2)の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。

(注4) 床上浸水

居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

(注5) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第4条(共済金を支払わない場合)(2)の①に至らないものをいいます。

(注6) 共済契約証書記載の自己負担額

風災(注1)・雹災・雪災(注2)の場合にかぎります。

(注7) 損害の額

復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、その再調達価額を限度とします。

(注8) 時価額

共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

この場合における減価額は、適切な維持・管理がなされている建物(第1条(共済の対象の範囲)<共済の対象一覧表>①のア. からエ. までに掲げる物を含みます。)は再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しない建物は使用による消耗または経過年数などに応じて再調達価額の80%に相当する額を限度とします。

(注9) 修理費

修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、共済の対象の復旧に際して、組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注10) 修理によって時価額が増加した場合は、その増加額

適切な維持・管理がなされている建物(第1条(共済の対象の範囲)<共済の対象一覧表>①のア. からエ. までに掲げる物を含みます。)は再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しない建物は使用による消耗または経過年数などに応じて再調達価額の80%に相当する額を限度とします。なお、これらの限度は、損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。

第3条(費用共済金を支払う場合)

組合は、<費用共済金一覧表>のうち、共済契約証書記載の費用の区分欄に「○」の記載がある費用共済金について、<費用共済金一覧表>およびこの普通共済約款に従い支払います。(「×」の記載がある費用共済金については、支払いません。)

＜費用共済金一覧表＞

	費用の区分	費用共済金を支払う場合	費用共済金の支払額
①	臨時費用共済金	前条の損害共済金が支払われる場合	ア. 組合は、前条の損害共済金に10%を乗じた額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 イ. 組合は、ア.の規定によって支払うべき臨時費用共済金とこの共済契約で支払われる他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、臨時費用共済金を支払います。
②	地震火災費用共済金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって共済の対象が損害を受け、その損害の状況が次のア. またはイ. のいずれかに該当する場合。この場合において、損害の状況の認定は、共済の対象が建物であるときはその建物ごとに、共済の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が共済の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ア. 共済の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき（注1）。 イ. 共済の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物（共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室）が半焼以上となったとき（注1）、またはその家財が全焼となったとき（注2）。	ア. 組合は、次の算式によって算出した額を支払います。 $\begin{array}{l} \text{共済金額} \times \text{支払割合} \\ (\text{注4}) \quad \times (5\%) \\ \quad \quad \quad = \text{地震火災費用} \\ \quad \quad \quad \quad \quad \text{共済金の額} \end{array}$ ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。 イ. ア.の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

③	残存物取片づけ費用共済金	前条の損害共済金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合	ア. 組合は、前条の損害共済金の10%を限度として、残存物取片づけ費用の額を支払います。 イ. 組合は、ア.の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用共済金とこの共済契約で支払われる他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用共済金を支払います。
④	水道管修理費用共済金	共済の対象である建物の専用水道管が凍結によって損壊（注3）を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共有部分の専用水道管にかかわる修理費用に対しては、水道管修理費用共済金は支払いません。	組合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度として、水道管修理費用の額を支払います。

（注1）建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
（注2）家財が全焼となったとき 家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。
（注3）損壊 パッキングのみに生じた損壊を除きます。
（注4）共済金額 共済の対象が家財である場合において、共済金額が再調達価額を超えるときは、算式の共済金額は再調達価額とします。

第4条（共済金を支払わない場合）

- (1) 組合は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、被共済者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者（注2）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

- ④ 共済の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ⑤ 共済の対象である家財が共済契約証書記載の建物（共済の対象である家財を収容している付属建物を含みます。）外にある間に生じた事故
- ⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に共済の対象について生じた事故
- ⑦ 第2条（損害共済金を支払う場合）(1)の①から③までの事故、同条(1)④のア. からウ. までの事故または前条②の事故の際における共済の対象の盗難
- (2) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用（注3）に対しては、共済金を支払いません。ただし、次の②に該当する場合であっても前条②の地震火災費用共済金については、共済金を支払います。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、第2条（損害共済金を支払う場合）の事故による場合を除き、共済金を支払いません。
- ① 電氣的事故による炭化または溶融の損害
- ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- (4) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用（注6）に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済の対象の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
- (5) 組合は、共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、共済金を支払いません。

(注1) 共済契約者、被共済者
共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者（①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者）
①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用

(2)の①から③までの事由によって発生した第2条（損害共済金を支払う場合）および前条に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用、および発生原因がいかなる場合でも第2条および前条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

(注4) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質（注4）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用
第2条（損害共済金を支払う場合）(1)および前条に掲げる事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害にかぎります。

第5条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

(1) 第2条（損害共済金を支払う場合）(1)の損害に対して損害共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害共済金の種類ごとに＜損害共済金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額を超えたときは、組合は、次に定める額を損害共済金として支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

	再調達価額基準	時価額基準の	
＜損害共済金の支払限度額	他の共済契約等	他の共済契約等	
表＞に掲げる	等(注1)によって	(注2)によって	
支払限度額	既に支払われて	支払われるべき	= 損害共済金の額
	いる共済金または	共済金または保	
	は保険金の額	険金の額	

(注1) 再調達価額基準の他の共済契約等
再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う他の共済契約等にかぎります。

(注2) 時価額基準の他の共済契約等
時価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う他の共済契約等にかぎります。

＜損害共済金の支払限度額表＞

	損害共済金の種類	支払限度額
①	第2条(1)の①および②の損害共済金、同条(1)④のア. からウ. までの損害共済金	次のア. で算出した額からイ. の額を差し引いた額 ア. 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、協定再調達価額または再調達価額のいずれか高い額を限度とします。 イ. 共済契約証書記載の自己負担額。ただし、他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。

②	第2条(1)の③の損害共済金	(ア)の場合	損害の額
		(イ)の(A)のaおよび(B)のaの場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注1）または共済金額に20%（注2）を乗じて得た額もしくは損害の額（注3）のいずれか低い額 （注1）300万円 他の共済契約等に、この損害に対する限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2）20% 他の共済契約等に、この損害に対する支払割合が20%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。 （注3）損害の額 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、その再調達価額を限度とします。
		(イ)の(A)のbおよび(B)のbの場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに150万円（注1）または共済金額に10%（注2）を乗じて得た額もしくは損害の額（注3）のいずれか低い額 （注1）150万円 他の共済契約等に、この損害に対する限度額が150万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2）10% 他の共済契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。 （注3）損害の額 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、その再調達価額を限度とします。

③	第2条(1)の④のエ.の損害共済金	明記物件	1回の事故につき、次のア.からウ.までのうち最も低い額 ア. 損害の額から共済契約証書記載の自己負担額（注1）を差し引いた額 イ. 1個または1組ごとに100万円（注2） ウ. 家財の共済金額 （注1）自己負担額 他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。 （注2）100万円 他の共済契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		上記以外の物	次のア.で算出した額からイ.の額を差し引いた額 ア. 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、協定再調達価額または再調達価額のいずれか高い額を限度とします。 イ. 共済契約証書記載の自己負担額。ただし、他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
④	第2条(1)の④のオ.の損害共済金	通貨、印紙、切手または乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）20万円 他の共済契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）200万円 他の共済契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

- (2) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。
- (3) 第3条（費用共済金を支払う場合）①から同条④までの費用に対

して費用共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、費用共済金の種類ごとに＜費用共済金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を費用共済金として支払います。

① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合
この共済契約の支払責任額

② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合
支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

＜費用共済金の支払限度額表＞

	共済金の種類		支払限度額
ア	第3条①の臨時費用共済金		1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注）
			（注）100万円 他の共済契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
イ	第3条②の地震火災費用共済金	それぞれの共済契約または保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注）を超える場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注）
			（注）300万円 他の共済契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		上記に該当しない場合であって、それぞれの共済契約または保険契約のおおの共済の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、共済の対象ごとに、その共済の対象の共済金額に5%（注）を乗	1回の事故につき、共済の対象ごとに、その共済の対象の共済金額に5%（注）を乗じて得た額
			（注）5% 他の共済契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

		じて得た額を超える場合	
		（注）5% 他の共済契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。	
ウ	第3条③の残存物取片づけ費用共済金		残存物取片づけ費用の額
エ	第3条④の水道管修理費用共済金		水道管修理費用の額

(4) (3)の場合において、第3条（費用共済金を支払う場合）①および同条③の費用につき支払責任額を算出するにあたっては、第2条（損害共済金を支払う場合）の損害共済金の額は、(1)の規定を適用して算出した額とします。

第6条（包括して契約した場合の共済金の支払額）

2以上の共済の対象を1共済金額で契約した場合は、協定再調達価額（家財の場合は再調達価額とします。）の割合によって共済金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの共済の対象に対する共済金額とみなし、第2条（損害共済金を支払う場合）および第3条（費用共済金を支払う場合）②の規定をおのおの別に適用します。

第7条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 組合が第2条（損害共済金を支払う場合）の損害共済金を支払った場合でも、共済の対象の残存物について被共済者が有する所有権その他の物権は、組合がこれを取得する旨の意思表示しないかぎり、組合に移転しません。
- (2) 盗取された共済の対象について、組合が第2条（損害共済金を支払う場合）(1)④のエ. の損害共済金を支払う前にその共済の対象が回収された場合は、回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 共済の対象の全部または一部が盗取された場合に、組合が第2条（損害共済金を支払う場合）(1)④のエ. の損害共済金を支払ったときは、組合は、損害共済金の協定再調達価額（家財の場合は再調達価額とします。）に対する割合によって、その盗取された共済の対象について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被共済者は、既に受け取った損害共済金に相当する額（注）を組合に払い戻して、その共済の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）既に受け取った損害共済金に相当する額
回収に要した費用に対する損害共済金に相当する額を差し引いた残額とします。

第3章 基本条項

第1条（共済責任の始期および終期）

- (1) 組合の共済責任は、共済期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 共済期間が始まった後でも、組合は、共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。
- (4) 共済契約者は、この共済契約に付帯される特約の規定に従い、この共済契約に定められた共済掛金を組合に払い込まなければなりません。

(注) 初日の午後4時
共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

第2条（告知義務）

- (1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、組合に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 組合が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 共済契約者または被共済者が、組合が共済金を支払うべき損害または費用が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、組合がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に組合に告げられていたとしても、組合が共済契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第13条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または費用については適用しません。

(注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
組合のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることや妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条（通知義務）

- (1) 共済契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実

が発生した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。

- ① 共済の対象である建物または共済の対象を収容する建物の構造または用途もしくは建物内で行われる作業を変更（作業を開始したときおよび作業を行わなくなったときを含みます。）したこと。
- ② 共済の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）が発生したこと。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第13条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害または費用に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合はその返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または費用については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合は、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第13条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害または費用に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実
告知事項のうち、共済契約締結の際に組合が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。

(注2) この共済契約の引受範囲
共済掛金を増額することにより共済契約を継続することができる範囲として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条（共済契約者の住所変更）

共済契約者が共済契約証書記載の住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。

第5条（共済の対象の譲渡）

- (1) 共済契約締結の後、被共済者が共済の対象を譲渡する場合は、共

済契約者または被共済者は、遅滞なく、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。

- (2) (1)の場合において、共済契約者がこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務を共済の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、共済の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を組合に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 組合が(2)の規定による承認をする場合は、第8条（共済契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、共済の対象が譲渡された時に共済の対象の譲受人に移転します。

第6条（契約内容の変更）

- (1) 共済契約者は、第2条（告知義務）から前条までおよび第10条（共済金額の調整）以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を組合に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、組合が書面を受領するまでの間に生じた損害または費用に対しては、組合は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、共済金を支払います。

第7条（共済契約の無効）

共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

第8条（共済契約の失効）

- (1) 共済契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に共済契約はその効力を失います。
 - ① 共済の対象の全部が滅失した場合。ただし、第25条（共済金支払後の共済契約）(1)の規定により共済契約が終了した場合は除きます。
 - ② 共済の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条（共済契約の取消し）

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって組合が共済契約を締結した場合は、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第10条（共済金額の調整）

- (1) 共済の対象が家財である場合において、共済契約締結の際、共済金額が共済の対象の価額を超えていたことにつき、共済契約者および被共済者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、共済契約者は、組合に対する通知をもって、その超過部分について、この共済契約を取り消すことができます。
- (2) 共済契約締結の後、共済の対象の価額が著しく減少した場合は、共済契約者は、組合に対する通知をもって、将来に向かって、協定再調達価額または共済金額について、減少後の共済の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第11条（共済契約者による共済契約の解除）

共済契約者は、組合に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、共済金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第12条（重大事由による解除）

- (1) 組合は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
 - ① 共済契約者または被共済者が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 共済契約者または被共済者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、①から③までの事由がある場合と同程度に組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (3) 共済契約者または被共済者が(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)の③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害または費用については適用しません。

（注）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第13条（共済契約解除の効力）

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）

次の①から③までの場合において、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金に差額が生じるときは、組合は、下表およびこの共済契約に付帯される特約の規定に従い、算出した額を返還または請求します。

区 分	共済掛金の返還または請求
① 第2条(告知義務) (1)により告げられた 内容が事実と異なる 場合	変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額を返還または請求します。
② 第3条(通知義務) (1)の通知に基づいて 契約内容を変更する 場合	ア. 変更後の共済掛金に変更前の共済掛金よりも低くなる場合は、危険の減少が生じた時以降の期間（注1）に対し、次の算式により算出した額を返還します。 変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額 $\times \frac{\text{未経過日数}}{\text{共済期間日数}}$ イ. 変更後の共済掛金に変更前の共済掛金よりも高くなる場合は、危険増加が生じた時以降の期間（注2）に対し、次の算式により算出した額を請求します。 変更後の共済掛金と変更前の共済掛金の差額 $\times \frac{\text{未経過日数}}{\text{共済期間日数}}$
③ 第6条（契約内容の変更）(1)の承認をする場合、第2章補償条項第1条（共済の対象の範囲）(5)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合	ア. 変更後の共済掛金に変更前の共済掛金よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額 $\times \frac{\text{未経過日数}}{\text{共済期間日数}}$ イ. 変更後の共済掛金に変更前の共済掛金よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 変更後の共済掛金と変更前の共済掛金の差額 $\times \frac{\text{未経過日数}}{\text{共済期間日数}}$

(注1) 危険の減少が生じた時以降の期間
共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
(注2) 危険増加が生じた時以降の期間
共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険増加が生じた時以降の期間をいいます。

第15条（共済掛金の取扱い－無効または失効の場合）

- (1) 第7条（共済契約の無効）の規定により、この共済契約が無効となる場合は、組合は、共済掛金を返還しません。
- (2) この共済契約が失効となる場合は、組合は、前条③のア. の規定により計算した共済掛金を返還します。

第16条（共済掛金の取扱い－取消しの場合）

第9条（共済契約の取消し）の規定により、組合がこの共済契約を取り消した場合は、組合は、共済掛金を返還しません。

第17条（共済掛金の取扱い－共済金額の調整の場合）

- (1) 第10条（共済金額の調整）(1)の規定により、共済契約者が超過部分についてこの共済契約を取り消した場合は、組合は、共済契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分の共済金額に対して変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額を返還します。
- (2) 第10条（共済金額の調整）(2)の規定により、共済契約者が協定再調達価額または共済金額の減額を請求した場合は、組合は、減額する共済金額に対して、第14条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）③のア. の規定により計算した共済掛金を返還します。

第18条（共済掛金の取扱い－解除の場合）

- (1) 第2条（告知義務）(2)、第3条（通知義務）(2)もしくは(6)または第12条（重大事由による解除）(1)の規定により、組合がこの共済契約を解除した場合は、組合は、第14条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）③のア. の規定により計算した共済掛金を返還します。
- (2) 第11条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により、共済契約者がこの共済契約を解除した場合も、(1)の規定によることとします。
- (3) 共済契約者がこの共済契約を解除したことに伴い、組合が、この共済契約に付帯される特約の規定により共済掛金を請求した場合において、共済契約者が請求された共済掛金の支払を怠ったときは、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を組合が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第11条（共済契約者による共済契約の解除）の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条（事故発生時の義務および損害防止費用）

- (1) 共済契約者または被共済者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までの義務を履行しなければなりません。

区 分	義務の内容
① 損害防止義務	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生通知義務	次のア. からウ. までの事項を遅滞なく、組合に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
③ 盗難届出義務	共済の対象が盗難にあった場合は、遅滞なく警察に届け出ること。

④ 権利保全行使義務	他人に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤ 他共済通知義務	他の共済契約等の有無および内容（注２）について遅滞なく組合に通知すること。
⑥ 書類提出等義務	②のほか、次のア、およびイ、に定めること。 ア、組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ、組合が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。

- (2) 共済の対象について損害または費用が生じた場合は、組合は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被共済者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) (1)の①の場合において、共済契約者または被共済者が、火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、この共済契約における共済金を支払わない場合に該当しないときまたは第１条（共済責任の始期および終期）(3)の規定が適用されないときは、組合は、次の①から③までに掲げる費用にかぎり、これを負担します。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注３）の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）
- (4) 第２章補償条項第２条（損害共済金を支払う場合）(1)の＜補償内容・損害共済金一覧表＞の損害共済金の支払額、同章第５条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(1)および同章第６条（包括して契約した場合の共済金の支払額）の規定は、(3)の負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第２章第５条(1)の規定中「＜損害共済金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額」とあるのは「第３章基本条項第１９条（事故発生時の義務および損害防止費用）(3)によって組合が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (3)の場合において、組合は、(3)に規定する負担金と他の共済金との合計額が共済金額を超えてときでも、これを負担します。

(注１) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注２) 他の共済契約等の有無および内容

既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(注３) 消火活動に使用したことにより損傷した物
消火活動に従事した者の着用物を含みます。

第20条（事故発生時の義務違反）

共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく前条(1)の規定に違反した場合は、組合は、次の金額を差し引いて共済金を支払います。

区 分	差引金額
① 前条(1)の①の損害防止義務違反	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 前条(1)の②の事故発生通知義務違反	組合が被った損害の額
③ 前条(1)の③の盗難届出義務違反	
④ 前条(1)の④の権利保全行使義務違反	他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 前条(1)の⑤の他共済通知義務違反	組合が被った損害の額
⑥ 前条(1)の⑥の書類提出等義務違反	

(注) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第21条（共済金の請求）

- (1) 組合に対する共済金請求権は、第２章補償条項第２条（損害共済金を支払う場合）の事故または同章第３条（費用共済金を支払う場合）の費用が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。
- ① 共済金の請求書
 - ② 共済契約証書
 - ③ 損害見積書
 - ④ 共済の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ その他組合が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいなときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
- ① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者

- にかぎります。③において同様とします。)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、組合は、共済金を支払いません。
- (5) 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第22条（共済金の支払時期）

- (1) 組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、共済金を支払います。
- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
- ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注3）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4） 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (注1) 請求完了日
被共済者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 損害の額
再調達価額を含みます。
- (注3) 次の①から④までに掲げる日数
①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注4) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注5) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第23条（時効）

共済金請求権は、第21条（共済金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合
被共済者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) (1)の規定により、被共済者が借家人（賃貸借契約または使用貸借契約に基づき共済の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下同様とします。）に対して有する債権を、組合が取得したときは、組合は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し共済金を支払った場合は、組合は、これを行使します。
- (4) 共済契約者および被共済者は、組合が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために、組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

第25条（共済金支払後の共済契約）

- (1) この普通共済約款に規定する損害共済金の支払額がそれぞれ1回の事故につき共済金額（注）の80％に相当する額を超えた場合は、この共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、組合が共済金を支払った場合においても、この共済契約の共済金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、この共済契約が終了した場合は、組合は、既に払い込まれた共済掛金は返還しません。
- (4) おのおの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

(注) 共済金額
共済の対象が家財である場合で、家財の共済金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

第26条（共済契約の継続）

- (1) 共済契約の満了に際し、共済契約を継続しようとする場合(注)に、共済契約申込書に記載した事項および共済契約証書に記載された事項に変更があったときは、共済契約者または被共済者は、書面をもってこれを組合に告げなければなりません。この場合の告知については、第2条（告知義務）の規定を適用します。
- (2) 第1条（共済責任の始期および終期）(3)の規定は、共済契約の継続についても、これを適用します。

(注) 共済契約を継続しようとする場合
新たに共済契約申込書を用いることなく、従前の共済契約と共済の対象、共済金額、補償内容が同一の内容で、かつ、従前の共済契約との間で共済期間を中断させることなく共済契約を継続する場合があります。この場合は、組合は新たな共済契約証書を発行しないで、従前の共済契約証書と共済契約継続証とをもって新たな共済契約証書に代えることができるものとします。

第27条（共済契約者の変更）

- (1) 共済契約締結の後、共済契約者は、組合の承認を得て、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、共済契約者がこの権利および義務を共済の対象の譲受人に移転させる場合は、第5条（共済の対象の譲渡）(2)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、共済契約者は書面をもってその旨を組合に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 共済契約締結の後、共済契約者が死亡した場合は、その死亡した共済契約者の死亡時の法定相続人にこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第28条（共済契約者または被共済者が複数の場合の取扱い）

- (1) この共済契約について、共済契約者または被共済者が2名以上である場合は、組合は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者または被共済者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合

は、共済契約者または被共済者の中の1名に対して行う組合の行為は、他の共済契約者または被共済者に対しても効力を有するものとします。

(3) 共済契約者または被共済者が2名以上である場合は、おのおのの共済契約者または被共済者は連帯してこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する義務を負うものとします。

第29条（掛金率の適用）

この共済契約については、共済期間の初日に使用されている掛金率によるものとします。

第30条（共済金の削減または共済掛金の追徴）

組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金、諸積立金、地方公共団体の支払保証等をもってうめることができなかった場合は、総代会の議決を経て、共済金を削減し、または共済掛金を追徴することができます。

第31条（訴訟の提起）

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第32条（準拠法）

この普通共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第4章 日火連の共済責任条項

第1条（日火連の責任開始）

- (1) 日火連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済責任を負います。
- (2) (1)の日火連の共済責任は、組合の共済責任と同時に開始します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、第4条（約款の規定の読替え）の適用がある場合を除き、この約款に定める共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為は、組合において取扱うものとします。

第2条（組合の行為の取扱い）

- (1) 組合とこの約款の規定により権利義務を有するものとの間でなされた共済契約に関する行為の効果は、日火連にも及びます。
- (2) 組合につき(1)の行為の無効または取消しの原因がある場合には、日火連についても無効または取消しの原因があるものとして取扱います。

第3条（日火連による補償の継続）

組合は、組合が次の①から③までのいずれかに該当した場合には、その①から③までの時からそれぞれ、共済契約の当事者の地位を失い、日火連のみが共済契約の当事者となります。

- ① 中小企業等協同組合法の規定による火災共済規程の認可取消しの処分を受けた場合は、取消しの効力が生じた時
- ② 解散の議決をした場合または中小企業等協同組合法の規定によ

る解散の命令があった場合は、解散議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時

③ 破産法、民事再生法の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった場合は申立ての時。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられた場合その他日火連が不相当な申立てと認めた場合を除きます。

第4条（約款の規定の読替え）

日火連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「日火連」と読み替えて、この約款の規定を適用します。

風災等支払方法変更特約
（フランチャイズ型）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
普通共済約款	この特約が付帯された新総合火災共済普通共済約款をいいます。

第2条（共済金を支払う場合）

組合は、この特約に従い、普通共済約款第2章補償条項第2条（損害共済金を支払う場合）(1)②の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

	事故の区分	損害共済金を支払う場合
②	風災（注1）、雹災、雪災（注2）	風災（注1）、雹災または雪災（注2）によって共済の対象が損害（注3）を受け、その損害の額が20万円以上となった場合。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに共済の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

（注1）風災
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
（注2）雪災
豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通共済約款第3章基本条項第22条（共済金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。
（注3）損害
風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（外壁、屋根、開口

部等をいいます。）または屋外設備・装置の外側の部分が風災（注1）、雹災または雪災（注2）の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

地震危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
共済価額	損害が生じた地および時における共済の対象の価額をいいます。
警戒宣言	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
契約年度	共済期間が1年を超える契約において、初年度については、共済期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。
構造耐力上主要な部分	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号に定めるものをいいます。
地震共済金	この特約により支払われる共済金をいいます。
地震共済金額	この特約の契約金額のことをいい、共済金をお支払いする事故が生じた場合にお支払いする共済金の支払限度額をいいます。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
主契約	この地震危険補償特約が付帯されている共済契約をいいます。
全壊	建物がその基本的機能を喪失したものをいいます。建物の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または建物の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、建物の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその建物の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が50%以上に達した程度とします。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって共済の対象について生じた損害を含みます。

大規模半壊	建物が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該建物を使用することが困難なものをいいます。具体的には、損壊部分はその建物の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、または建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が40%以上50%未満のものとします。
建物の主要な構成要素	建物の構成要素のうち造作等を除いたものであって、建物の一部として固定された設備を含みます。
半壊	建物がその基本的機能の一部を喪失したものをいいます。建物の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその建物の延べ床面積の20%以上50%未満のもの、または建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が20%以上40%未満のものとします。
普通共済約款	主契約の普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）、普通火災共済普通共済約款Ⅱ（住宅・非住宅物件用）、普通火災共済普通共済約款（工場物件用）、総合火災共済普通共済約款または新総合火災共済普通共済約款をいいます。
り災証明書	政府の定める災害の被害認定に係る運用基準に基づき、地方自治体が、地震等による損害を被った建物について調査を実施のうえ、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等の区分により被害程度を証明するもので、各地方自治体から発行されるものをいいます。

第2条（地震共済金を支払う場合）

- (1) 組合は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって主契約の共済の対象である建物について生じた損害が全壊、大規模半壊、または半壊の区分に該当する場合は、この特約に従い、地震共済金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が使用不能（注）に至った場合は、これを地震等による損害によって生じた建物の全壊とみなして地震共済金を支払います。

（注）一時的に使用不能となった場合を除きます。

- (3) (1)および(2)の場合において、り災証明書が発行されたときは、り災証明書の被害認定に基づき地震共済金を支払います。ただし、政府の定める災害の被害認定に係る運用基準の変更により、り災証明書で証明される被害程度が前条に規定する全壊、大規模半壊または半壊の定義と異なる場合を除きます。

【共済の対象が区分所有建物でない場合】

(4) (1)から(3)までの損害の認定は、建物ごとに行います。また、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が共済の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【共済の対象が区分所有建物である場合】

(4) 共済の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行うものとします。また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が共済の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の専有部分または共用部分の損害の認定によるものとします。

第3条（地震共済金を支払わない場合）

- (1) 組合は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、被共済者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が地震共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）①に規定する者以外の地震共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 組合は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、地震共済金を支払いません。
- (3) 組合は、共済期間が始まった後でも、この特約の共済掛金と主契約の共済掛金との合計額を領収する前に生じた損害に対しては、地震共済金を支払いません。

【共済の対象が区分所有建物でない場合】

第4条（特約の共済の対象の範囲）

(1) この特約における共済の対象は、主契約の共済の対象である建物に限られます。

(2) 主契約の共済の対象に、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この特約の共済の対象に含まれます。

【共済の対象が区分所有建物である場合】

第4条（特約の共済の対象の範囲）

- (1) この特約における共済の対象は、主契約の共済の対象の専有部分もしくは共用部分に限られます。
- (2) (1)の専有部分もしくは共用部分が共済の対象である場合において、主契約の共済の対象に、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この特約の共済の対象に含まれます。

【共済の対象が区分所有建物でない場合】

第5条（地震共済金の支払額）

- (1) 組合は、第2条（地震共済金を支払う場合）の地震共済金として次の金額を支払います。
 - ① 共済の対象である建物が全壊となった場合は、この特約の共済の対象の地震共済金額に相当する額。ただし、共済価額を限度とします。
 - ② 共済の対象である建物が大規模半壊となった場合は、この特約の共済の対象の地震共済金額の60%に相当する額。ただし、共済価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 共済の対象である建物が半壊となった場合は、この特約の共済の対象の地震共済金額の30%に相当する額。ただし、共済価額の30%に相当する額を限度とします。
- (2) 共済期間を通じて組合がこの特約により支払う地震共済金の総額は、地震共済金額を限度とします。ただし、共済期間が1年を超える契約の場合、契約年度ごとにおいて、地震共済金額を限度とします。

【共済の対象が区分所有建物である場合】

第5条（地震共済金の支払額）

- (1) 組合は、第2条（地震共済金を支払う場合）の地震共済金として次の金額を支払います。
 - ① 共済の対象である専有部分もしくは共用部分が全壊となった場合は、この特約の共済の対象の地震共済金額に相当する額。ただし、共済価額を限度とします。
 - ② 共済の対象である専有部分もしくは共用部分が大規模半壊となった場合は、この特約の共済の対象の地震共済金額の60%に相当する額。ただし、共済価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 共済の対象である専有部分もしくは共用部分が半壊となった場合は、この特約の共済の対象の地震共済金額の30%に相当する額。ただし、共済価額の30%に相当する額を限度とします。
- (2) 共済期間を通じて組合がこの特約により支払う地震共済金の総額は、地震共済金額を限度とします。ただし、共済期間が1年を超える契約の場合、契約年度ごとにおいて、地震共済金額を限度とします。

第6条（包括して契約した場合の地震共済金の支払額）

2以上の共済の対象をこの特約の1共済金額で契約した場合には、

それぞれの共済価額の割合によって地震共済金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの共済の対象に対するこの特約の地震共済金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条（地震共済金支払についての特則）

- (1) 組合は、1回の地震等で支払う地震共済金総額が会員組合全体で80億円を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減して支払います。
- (2) (1)の額を超えるおそれがある場合は、支払うべき地震共済金の一部を概算し、支払うべき地震共済金が確定した後に、その差額を支払います。
- (3) (1)の規定により組合が支払うべき地震共済金を削減する場合には、次の算式に基づき地震共済金を支払います。

$$\begin{array}{lcl} \text{お支払いする} & = & \text{削減前の地震共済金} \times \frac{80 \text{ 億円}}{\text{削減前の地震共済金総額}} \\ \text{地震共済金} & & \end{array}$$

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第9条（告知義務）

- (1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、組合に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 組合は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 組合が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（組合のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 共済契約者または被共済者が、第2条（地震共済金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出て、組合がこれを承認した場合。なお、組合が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に組合に告げられていたとしても、組合が共済契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が第2条（地震共済金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第16条（特約解除の効力）の規定にかかわらず、組合は、地震共済金を支払い

ません。この場合において、既に地震共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（地震共済金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第10条（通知義務）

- (1) 共済契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。
- ① 共済の対象である建物について次の事実があったとき。
- ア. 構造または用途を変更したこと。
- イ. 建物内において行う事業を変更したこと。
- ② 共済の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、共済契約締結の際に組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。）が発生したこと。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、組合が、(2)の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（地震共済金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第16条（特約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、組合は、地震共済金を支払いません。この場合において、既に地震共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（地震共済金を支払う場合）の事故による損害については、適用しません。

第11条（特約の無効）

- (1) 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結したこの特約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する共済の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結されたこの特約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時まで締結されていた共済契約の期間満了に伴い、被共済者および主契約の共済の対象を同一として引き続き締結された共済契約に付帯されたこの特約については、効力を有します。この場合において、

その特約の地震共済金額が直前に契約されていた地震共済金額を超過したときは、その超過した部分についてはこの特約は無効とします。

（注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第12条（特約の失効）

- (1) 共済契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時にこの特約は効力を失います。
- ① 共済の対象の全部が滅失した場合。ただし、第30条（地震共済金支払後のこの特約の取扱い）(1)の規定によりこの特約が終了した場合を除きます。
- ② 共済の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第13条（地震共済金額の調整）

- (1) 共済契約締結の際、地震共済金額が共済の対象の価額を超えていたことにつき、共済契約者および被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、共済契約者は、組合に対する通知をもって、その超過部分について、この特約を取り消すことができます。
- (2) 共済契約締結の後、共済の対象の価額が著しく減少した場合には、共済契約者は、組合に対する通知をもって、将来に向かって、地震共済金額について、減少後の共済の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第14条（共済契約者による特約の解除）

共済契約者は、組合に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。ただし、共済金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第15条（重大事由による解除）

- (1) 組合は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- ① 共済契約者または被共済者が、組合にこの共済契約に基づく地震共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被共済者が、この共済契約に基づく地震共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 共済契約者または被共済者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ。反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ。法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ。その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、①から③までの事由がある場合と同程度に組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第2条（地震共済金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による損害に対しては、組合は、地震共済金を支払いません。この場合において、既に地震共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (3) 共済契約者または被共済者が(1)の③ア。からオ。までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)の③ア。からオ。までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。

第16条（特約解除の効力）

この特約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（特約の共済掛金の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第9条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、この特約の共済掛金を変更する必要があるときは、組合は、変更前のこの特約の共済掛金と変更後のこの特約の共済掛金との差に基づき、計算したこの特約の共済掛金を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、この特約の共済掛金を変更する必要があるときは、組合は、変更前のこの特約の共済掛金と変更後のこの特約の共済掛金との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用して計算したこの特約の共済掛金を返還または請求します。
- (3) 組合は、共済契約者が(1)または(2)の規定によるこの特約の追加共済掛金の支払を怠った場合（組合が、共済契約者に対しこの特約の追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。）は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定によるこの特約の追加共済掛金を請求する場合において、(3)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、組合は、地震共済金を支払いません。この場合において、既に地震共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生

じた時より前に発生した第2条（地震共済金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

- (6) (1)および(2)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を組合に通知し、承認の請求を行い、組合がこれを承認する場合において、この特約の共済掛金を変更する必要があるときは、組合は、変更前のこの特約の共済掛金と変更後のこの特約の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対するこの特約の共済掛金を返還または請求します。
- (7) (6)の規定によるこの特約の追加共済掛金を請求する場合において、組合の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、組合は、この特約の追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約に従い、地震共済金を支払います。

第18条（特約の共済掛金の返還－無効・失効の場合）

- (1) 第11条（特約の無効）(1)の規定によりこの特約が無効となる場合には、組合はこの特約の共済掛金を返還しません。
- (2) 第11条（特約の無効）(2)の規定によりこの特約の全部または一部が無効となる場合には、組合は、その無効となる地震共済金額に対応する特約の共済掛金を返還します。
- (3) 第12条（特約の失効）の規定によりこの特約が失効となる場合には、組合は、未経過期間に対し普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用して計算した特約の共済掛金を返還します。

第19条（特約の共済掛金の返還－取消しの場合）

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって締結した共済契約を組合が取り消した場合には、組合はこの特約の共済掛金を返還しません。

第20条（特約の共済掛金の返還－地震共済金額の調整の場合）

- (1) 第13条（地震共済金額の調整）(1)の規定により、共済契約者がこの特約を取り消した場合には、組合は、共済契約締結時に遡って、取り消された部分に対応するこの特約の共済掛金を返還します。
- (2) 第13条（地震共済金額の調整）(2)の規定により、共済契約者が地震共済金額の減額を請求した場合には、組合は、未経過期間に対し普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用して計算した特約の共済掛金を返還します。

第21条（特約の共済掛金の返還－解除の場合）

- (1) 第9条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)、第15条（重大事由による解除）(1)または第17条（特約の共済掛金の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、組合がこの特約を解除した場合には、組合は、未経過期間に対し普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用して計算した特約の共済掛金を返還します。
- (2) 第14条（共済契約者による特約の解除）の規定により、共済契約者がこの特約を解除した場合には、組合は、未経過期間に対し普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用して計算した特約の共済掛金を返還します。

第22条（事故の通知）

- (1) 共済契約者または被共済者は、共済の対象について損害が生じたことを知った場合は、組合に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて地震共済金を支払います。

第23条（地震等についての調査）

この特約の共済の対象について損害が生じた場合は、共済契約者または被共済者は、地震共済金の支払を目的とした共済の対象にかかる損害内容の調査について協力しなければなりません。

第24条（損害防止義務）

共済契約者または被共済者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第25条（地震共済金の請求）

- (1) 組合に対する地震共済金請求権は、第2条（地震共済金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被共済者が地震共済金の支払を請求する場合は、共済契約証書に添えて次の書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。
 - ① 共済金の請求書
 - ② り災証明書
 - ③ その他組合が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として主契約の共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被共済者に地震共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、地震共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として地震共済金を請求することができます。
 - ① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に地震共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に地震共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者にかぎります。

- (4) (3)の規定による被共済者の代理人からの地震共済金の請求に対して、組合が地震共済金を支払った後に、重複して地震共済金の請求を受けたとしても、組合は、地震共済金を支払いません。
- (5) 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力

をしなければなりません。

- (6) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて地震共済金を支払います。

第26条（地震共済金の支払時期）

- (1) 組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、組合が地震共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、地震共済金を支払います。
 - ① 地震共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
 - ② 地震共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由として主契約の共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 地震共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - ④ この特約の効力の有無の確認に必要な事項として、この特約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了（注3）の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき地震共済金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）被共済者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）共済価額を含みます。

（注3）第31条（この特約が付帯された共済契約との関係）(1)において定める終了に限りします。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、地震共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項を確認するための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

- (注 1) 被共済者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注 2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注 3) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) 組合は、第 7 条（地震共済金支払についての特則）の規定により地震共済金（注）を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注) 概算払の場合を含みます。

第27条（残存物の帰属）

組合が地震共済金を支払った場合でも、共済の対象の残存物の所有権その他の物権は、組合に移転しません。

第28条（時効）

地震共済金請求権は、第 25 条（地震共済金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して地震共済金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 組合が損害の額の全額を地震共済金として支払った場合
被共済者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被共済者が取得した債権の額から、地震共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 共済契約者および被共済者は、組合が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

第30条（地震共済金支払後のこの特約の取扱い）

(1) 第 2 条（地震共済金を支払う場合）に規定する地震共済金の支払額が、共済期間を通じて、地震共済金額に達した場合には、この特約は、その地震共済金支払の原因となった損害が生じた時に終了し

ます。ただし、共済期間が 1 年を超える契約の場合、契約年度ごとにおいて、地震共済金額に達した場合にかぎります。

- (2) (1)の規定により、この特約が終了した場合には、組合はこの特約の共済掛金を返還しません。ただし、主契約に長期普通火災共済特約（住宅・普通物件用）、長期普通火災共済特約（住宅・非住宅物件用）、長期普通火災共済特約（工場物件用）、長期総合火災共済特約または長期新総合火災共済特約を付帯した場合、(1)の地震共済金支払の原因となった損害が生じた日の属する契約年度を経過した以後の期間に対応する未経過掛金率を乗じて計算したこの特約の共済掛金を返還します。
- (3) 主契約に火災共済共済掛金分割払特約（普通火災共済（住宅・普通物件用））、火災共済共済掛金分割払特約（普通火災共済（住宅・非住宅物件用））、火災共済共済掛金分割払特約（普通火災共済（工場物件用））、火災共済共済掛金分割払特約（総合火災共済用）または火災共済共済掛金分割払特約（新総合火災共済用）を付帯した場合においてこの特約の総共済掛金の払込みを完了する前に、(1)の規定により、この特約が終了したときには、地震共済金の支払を受ける以前に、この特約の未払込共済掛金（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) この共済契約に定められた総共済掛金から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

(4) おのおの別に地震共済金額を定めた共済の対象が 2 以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第31条（この特約が付帯された共済契約との関係）

- (1) 主契約が共済期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- (2) この特約の共済金額は、主契約の共済の対象である建物における共済金額の 30 % 以上 50 % 以下とし、1 建物の限度額を 1,000 万円とします。

第32条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

長期新総合火災共済特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
共済期間	共済契約証書記載の共済期間をいいます。
契約年度	初年度については、共済期間の初日から 1 年間、次年度以降については、それぞれの共済期間の初日応当日から 1 年間をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された新総合火災共済普通共済約款をいいます。
未経過掛金率	組合の定める長期契約の未経過掛金率をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、共済契約証書に長期一括払の記載がある場合に適用されます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この共済契約の共済掛金の払込みに関する特約および追加共済掛金の払込みに関する特約が適用される場合は、次条および第4条（共済掛金払込み前の事故の取扱い）の規定は、これを適用しません。

第3条（共済掛金の払込方法）

- (1) 共済契約者は、この特約により、共済期間が1年を超える共済契約について、共済期間に応じて計算されたこの共済契約に定められた総共済掛金を一時に払い込むこととします。
- (2) 共済契約者は、共済契約の締結と同時に(1)の共済掛金を払い込まなければなりません。

第4条（共済掛金払込み前の事故の取扱い）

共済期間が始まった後でも、組合は、共済契約者が共済掛金を払い込む前に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、共済金を支払いません。

第5条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）

- (1) 普通共済約款第3章基本条項第3条（通知義務）(1)の通知に基づいて契約内容を変更する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、同章第14条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）②のア．およびイ．の規定にかかわらず、組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額に基づき計算した共済掛金に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対応する未経過掛金率を乗じて計算した共済掛金を返還または請求します。
- (2) 普通共済約款第3章基本条項第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、第2章補償条項第1条（共済の対象の範囲）(5)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、第3章第14条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）③のア．およびイ．の規定にかかわらず、組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額に基づき計算した共済掛金に対し、未経過期間に対応する未経過掛金率を乗じて計算した共済掛金を返還または請求します。

第6条（共済掛金の取扱い－失効の場合）

共済契約が失効の場合は、普通共済約款第3章基本条項第15条（共済掛金の取扱い－無効または失効の場合）(2)の規定にかかわらず、組合は、この共済契約が失効した日の契約内容に基づき計算した共済掛金に対し、未経過期間に対応する未経過掛金率を乗じて計算した共済掛金を返還します。

第7条（共済掛金の取扱い－共済金額の調整の場合）

普通共済約款第3章基本条項第10条（共済金額の調整）(2)の規定により、共済契約者が共済金額の減額を請求した場合は、同章第17

条（共済掛金の取扱い－共済金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、組合は、減額した共済金額につき、この共済契約の共済金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額に未経過期間に対応する未経過掛金率を乗じて計算した共済掛金を返還します。

第8条（共済掛金の返還－契約解除の場合）

次の①から④のいずれかに該当する規定により、組合または共済契約者が共済契約を解除した場合には、普通共済約款第3章基本条項第18条（共済掛金の取扱い－解除の場合）(1)および(2)の規定にかかわらず、組合は、この共済契約が解除された日の共済契約の条件に基づき計算した共済掛金に対し、未経過期間に対応する未経過掛金率を乗じて計算した共済掛金を返還します。

- ① 普通共済約款同章第2条（告知義務）(2)
- ② 普通共済約款同章第3条（通知義務）(2)もしくは(6)
- ③ 普通共済約款同章第11条（共済契約者による共済契約の解除）
- ④ 普通共済約款同章第12条（重大事由による解除）(1)

第9条（共済掛金の返還または請求－共済掛金率改定の場合）

この共済契約に適用されている共済掛金率が、共済期間の途中で改定された場合においても、組合は、この共済契約の共済掛金の返還または請求は行いません。

第10条（共済掛金の取扱い－共済金を支払った場合）

普通共済約款第3章基本条項第25条（共済金支払後の共済契約）(1)の規定により共済契約が終了した場合は、この共済契約が終了した日の契約内容に基づき計算した共済掛金に対し、共済金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度を経過した以後の期間に対応する未経過掛金率を乗じて計算した共済掛金を返還します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

長期新総合火災共済共済掛金年払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
共済期間	共済契約証書記載の共済期間をいいます。
契約年度	初年度については、共済期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。
提携金融機関等	組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	共済契約証書記載の払込期日をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された新総合火災共済普通共済約款をいいます。

未払込共済掛金	その契約年度に払い込むべき共済掛金から既に払い込まれたその契約年度の共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。
---------	--

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、共済契約証書に長期年払の記載がある場合に適用されます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この共済契約の共済掛金の払込みに関する特約および追加共済掛金の払込みに関する特約が適用される場合は、次条から第8条（解除－共済掛金不払の場合）までの規定および第11条（共済金支払の場合の共済掛金の払込み）の規定は、これを適用しません。

第3条（共済掛金の払込方法）

- (1) 共済契約者は、この特約により、共済期間が1年を超える共済契約について、この共済契約に定められた総共済掛金を共済契約証書記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 共済契約者は、共済契約の締結と同時に初回共済掛金を払い込み、第2回以降の共済掛金については、毎年の払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条（第2回以降の共済掛金の口座振替による払込み）

- (1) 共済契約者は、第2回以降の共済掛金を口座振替により払い込む場合は、共済契約締結の際に、組合と共済契約者との間にあらかじめ共済掛金を口座振替の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の①および②に定める条件をいずれも満たしていなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関等に設定されていること。
 - ② 共済契約者から組合への組合所定の預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書の提出が、組合所定の日までになされていること。
- (2) 第2回以降の共済掛金の払込みは、払込期日に、指定口座から組合の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (3) 払込期日が提携金融機関等の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、組合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (4) 共済契約者は、払込期日の前日までにその払込期日に払い込むべき共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (5) 共済契約者が口座振替により共済掛金を払い込む場合において、共済掛金を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が組合による提携金融機関等に対する口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回共済掛金の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回共済掛金の払込期日とみなして(1)から(4)までの規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (6) 共済契約者が口座振替により共済掛金を払い込む場合において、共済掛金の払込みを怠ったことについて、共済契約者に故意でかつ重大な過失がなかったと組合が認めたときは、組合は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み

替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、組合は、共済契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき共済掛金をあわせて請求できるものとします。

(7) 組合は、口座振替により払い込まれた共済掛金については、原則、領収証を発行しません。

第5条（口座振替の取扱い変更の場合）

- (1) 共済契約者が指定口座を変更する場合は、あらかじめ、組合およびその提携金融機関等に通知するとともに、次の①および②に定める条件をいずれも満たしていなければなりません。
 - ① 変更後の指定口座が提携金融機関等に設定されていること。
 - ② 変更後の指定口座が記載された共済掛金口座振替依頼書が組合に提出されていること。
- (2) 共済契約者が口座振替の取扱いを停止する場合は、あらかじめ組合およびその提携金融機関等に通知するとともに、組合の指定による払込方法により共済掛金を払い込まなければなりません。
- (3) 組合または提携金融機関等が口座振替の取扱いを停止した場合には、組合は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座の変更または組合が指定する他の共済掛金の払込方法を選択できるものとします。
- (4) 組合または提携金融機関等の事情により振替日を変更する場合には、組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

第6条（初回共済掛金払込み前の事故の取扱い）

共済期間が始まった後でも、組合は、共済契約者が初回共済掛金を払い込む前に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、共済金を支払いません。

第7条（第2回以降の共済掛金不払いの場合の免責）

組合は、共済契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき第2回以降の共済掛金の払込みを怠った場合は、その第2回以降の共済掛金の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、共済金を支払いません。

第8条（解除－共済掛金不払の場合）

- (1) 組合は、払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき共済掛金の払込みがない場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、その払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、組合がこの共済契約を解除した場合において、既に払い込まれた共済掛金から既経過期間に対し日割によって計算した共済掛金を差し引いた残額があるときは、組合は、その額を返還します。
- (4) (3)の規定は、契約年度ごとに適用します。

第9条（年額共済掛金の変更）

- (1) 普通共済約款第3章基本条項第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要が

あるときは、同章第 14 条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）の規定にかかわらず、組合は、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 組合が普通共済約款第 3 章基本条項第 2 条（告知義務）(1)により告げられた内容を訂正する日の属する契約年度の翌契約年度以降の年額共済掛金を変更します。
- ② 共済期間の初日から組合が、普通共済約款同章第 2 条（告知義務）(1)により告げられた内容を訂正する日の属する契約年度末までの共済掛金については、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- (2) この特約が普通共済約款に付帯された場合において、危険増加が生じたときまたは危険が減少したときにおいて、共済掛金を変更する必要があるときは、普通共済約款第 3 章基本条項第 14 条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）の規定にかかわらず、組合は、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 危険増加または危険の減少が生じた時（共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。以下(2)において同様とします。）の属する契約年度の翌契約年度以降の年額共済掛金を変更します。
 - ② 危険増加または危険の減少が生じた時の属する契約年度末までの共済掛金については、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。
- (3) (1)および(2)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を組合に通知し、承認の請求を行い、組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、普通共済約款第 3 章基本条項第 14 条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）の規定にかかわらず、組合は、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 共済契約の条件を変更する日の属する契約年度の翌契約年度以降の年額共済掛金を変更します。
 - ② 共済契約の条件を変更する日の属する契約年度末までの共済掛金については、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- (4) この特約が普通共済約款に付帯された場合において、普通共済約款第 3 章基本条項第 10 条（共済金額の調整）(1)の規定により、共済契約者が共済契約を取り消したときには、同章第 17 条（共済掛金の取扱い－共済金額の調整の場合）(1)の規定にかかわらず、組合は、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 共済契約を取り消した日の属する契約年度の翌契約年度以降の年額共済掛金を変更します。
 - ② 共済期間の初日から共済契約を取り消した日の属する契約年度末までの取り消された部分に対応する共済掛金については、取消し前の共済掛金と取消し後の共済掛金の差額を返還します。
- (5) 普通共済約款第 3 章基本条項第 10 条（共済金額の調整）(2)の規定により、共済契約者が共済金額の減額を請求した場合には、同章第 17 条（共済掛金の取扱い－共済金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、組合は、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 共済金額を減額する日の属する契約年度の翌契約年度以降の年額共済掛金を変更します。

- ② 共済金額を減額する日からその日の属する契約年度末までについては、組合は、年額共済掛金のうち減額する共済金額に相当する共済掛金につき、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。
- (6) (1)から(3)までの規定により、組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第10条（共済掛金の返還または請求および共済掛金の変更－共済掛金率改定の場合）

この共済契約に適用されている共済掛金率が、共済期間の途中で改定された場合においても、組合は、この共済契約の契約年度ごとの共済掛金の返還または請求および契約年度ごとの共済掛金の変更は行いません。

第11条（共済金支払の場合の共済掛金の払込み）

その契約年度に払い込むべき共済掛金の払込みを完了する前に、普通共済約款第 3 章基本条項第 25 条（共済金支払後の共済契約）(1)の規定により、この共済契約が終了する場合には、共済契約者は、共済金の支払を受ける以前に、未払込共済掛金の全額を一時に払い込まなければなりません。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

**共済掛金の払込みに関する特約
（新総合火災共済用）**

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50 音順)

用 語	定 義
一時払	この共済契約に定められた総共済掛金を一時に払い込む方法をいいます。
共済期間	共済契約証書記載の共済期間をいいます。
契約年度	長期年払において、初年度については共済期間の初日から 1 年間、次年度以降についてはそれぞれの共済期間の初日应当日から 1 年間をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
初回共済掛金	次の①または②のいずれかに該当する共済掛金をいいます。 ① 共済掛金の払込方法が分割払または長期年払の場合の第 1 回共済掛金 ② 共済掛金の払込方法が一時払または長期一括払の場合の共済掛金

初回 共済掛金 払込期日	第3条（共済掛金の払込方法）(2)に定める初回共済掛金の払込期日をいいます。
長期一括払	共済期間が1年を超える共済契約について、共済期間に応じて計算されたこの共済契約に定められた総共済掛金を一時に払い込む方法をいいます。
長期年払	共済期間が1年を超える共済契約について、この共済契約に定められた総共済掛金を共済契約証書記載の金額に分割して毎年払い込む方法をいいます。
提携金融機関等	組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	口座振替により共済掛金を払い込む場合は提携金融機関等ごとに組合の定める期日、口座振替以外の方法で払い込む場合は組合所定の期日として設定した共済契約証書記載の払込期日をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された新総合火災共済普通共済約款をいいます。
分割払	この共済契約に定められた総共済掛金を共済契約証書記載の回数および金額に分割して払い込む方法をいいます。
未払込共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。ただし、共済掛金の払込方法が長期年払の場合は、その契約年度に払い込むべき共済掛金から既に払い込まれたその契約年度の共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、共済契約証書にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（共済掛金の払込方法）

- (1) 共済契約者は、次の①から④のいずれかの方法により共済掛金を払い込むこととします。ただし、②および③については、口座振替によって共済掛金を払い込む場合に限ります。
 - ① 一時払
 - ② 分割払
 - ③ 長期年払
 - ④ 長期一括払
- (2) 共済契約者は、次の①から③に定める期日までに、共済掛金を払い込まなければなりません。
 - ① 初回共済掛金である場合は、共済期間の初日の属する月の翌月の払込期日
 - ② 共済掛金の払込方法が分割払の場合の第2回以降の共済掛金であるときは、初回共済掛金払込期日以降に到来する毎回の払込期日
 - ③ 共済掛金の払込方法が長期年払の場合の第2回以降の共済掛金であるときは、初回共済掛金払込期日以降に到来する毎年の払込期日

第4条（口座振替による共済掛金の払込み）

- (1) 共済契約者が口座振替により共済掛金を払い込む場合には、共済契約締結の際に、組合と共済契約者との間にあらかじめ共済掛金を口座振替の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の①および②に定める条件をいずれも満たしていなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関等に、共済期間の初日までに設定されていること。
 - ② この共済契約の締結および組合への共済掛金口座振替依頼書の提出が共済期間の初日までになされていること。
- (2) 共済掛金の払込みは、払込期日に、指定口座から組合の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (3) 払込期日が提携金融機関等の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、組合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (4) 共済契約者は、払込期日の前日までにその払込期日に払い込むべき共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (5) 共済契約者が初回共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みを怠り、その払込みを怠った理由が組合による提携金融機関等に対する口座振替請求が行われなかったことによる場合は、初回共済掛金払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回共済掛金の払込期日とみなして(1)から(4)までの規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (6) 共済契約者が口座振替により共済掛金を払い込む場合において、共済掛金の払込みを怠ったことについて、共済契約者に故意でかつ重大な過失がなかったと組合が認めたときは、組合は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、組合は、共済契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき共済掛金をあわせて請求できるものとします。
- (7) 組合は、口座振替により払い込まれた共済掛金については、原則、領収証を発行しません。

第5条（口座振替の取扱い変更）

- (1) 共済契約者が指定口座を変更する場合は、あらかじめ組合およびその提携金融機関等に通知するとともに、次の①および②に定める条件をいずれも満たしていなければなりません。
 - ① 変更後の指定口座が提携金融機関等に設定されていること。
 - ② 変更後の指定口座が記載された共済掛金口座振替依頼書が組合に提出されていること。
- (2) 共済契約者が口座振替の取扱いを停止する場合は、あらかじめ組合およびその提携金融機関等に通知するとともに、組合の指定による払込方法により共済掛金を払い込まなければなりません。
- (3) 組合または提携金融機関等が口座振替の取扱いを停止した場合には、組合は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座の変更または他の共済掛金の払込方法を選択できるものとします。
- (4) 組合または提携金融機関等の事情により振替日を変更する場合には、組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

第6条（初回共済掛金払込み前の事故の取扱い）

- (1) 初回共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがない場合には、共済契約者は、初回共済掛金を初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに組合の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 組合は、共済契約者が初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに初回共済掛金を払い込んだ場合には、初回共済掛金払込み前に生じた事故による損害、費用または損失に対して、普通共済約款第3章基本条項第1条（共済責任の始期および終期）(3)の規定および普通共済約款に付帯された他の特約の共済掛金領収前に生じた事故による損害、費用または損失の取扱いに関する規定は適用しません。
- (3) (2)の規定により、被共済者が初回共済掛金払込前の事故による損害、費用または損失に対する共済金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、共済契約者は初回共済掛金を組合に払い込まなければなりません。

第7条（第2回以降の共済掛金払込み前の事故の取扱い）

共済契約者が事故の発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき共済掛金の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに組合に共済金の支払請求が行われるときは、組合は、共済契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき共済掛金の全額を払い込んだときに限り、その事故による損害、費用または損失に対する共済金を支払います。

第8条（共済掛金不払の場合の免責）

組合は、共済契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき共済掛金の払込みを怠った場合は、次の①または②に定める日以後に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、共済金を支払いません。

- ① 払い込むべき共済掛金が初回共済掛金である場合は、共済期間の初日
- ② 払い込むべき共済掛金が第2回以降の共済掛金である場合は、その共済掛金の払込期日の翌日

第9条（解除－共済掛金不払の場合）

- (1) 組合は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき共済掛金の払込みがない場合
 - ② 共済掛金の払込方法が分割払の場合において、次のア、およびイ、に掲げる事実がすべてあったとき
 - ア. 払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき共済掛金の払込みがないこと。
 - イ. ア.の共済掛金の次の回に払い込まれるべき共済掛金の払込期日がア.の払込期日の翌月である場合において、その翌月の払込期日までにその翌月の払込期日に払い込まれるべき共済掛金の払込みがないこと。
- (2) (1)の解除は、次の①または②の時からそれぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① (1)の①による解除の場合は、その共済掛金を払い込むべき払込期日または共済期間の末日のいずれか早い日。ただし、その共済掛金が初回共済掛金である場合は、共済期間の初日
- ② (1)の②による解除の場合は、その翌月の払込期日または共済期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1)の規定により、組合が共済契約を解除した場合において、次の①から③のいずれかに該当する返還すべき共済掛金があるときは、組合は、その額を返還します。
 - ① 共済掛金の払込方法が一時払または長期一括払の場合
既に払い込まれた共済掛金の全額
 - ② 共済掛金の払込方法が分割払の場合
既に払い込まれた共済掛金から既経過期間に対し日割によって計算した共済掛金を差し引いた残額
 - ③ 共済掛金の払込方法が長期年払の場合
 - ア. 初回共済掛金の払込みがなかった場合
既に払い込まれた共済掛金の全額
 - イ. 第2回以降の共済掛金の払込みがなかった場合
既に払い込まれた共済掛金から既経過期間に対し日割によって計算した共済掛金を差し引いた残額
- (4) 共済掛金の払込方法が長期年払の場合は、契約年度ごとに(3)の規定を適用します。

第10条（解除－分割払における特則）

- (1) 共済掛金の払込方法が分割払の場合において、共済契約者が共済掛金を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだときであっても、共済契約者がこの共済契約における共済掛金の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払込期日に払い込まれるべき共済掛金の払込みを怠ったときには、前条(2)の①の規定にかかわらず、その払込期日の前月の払込期日から解除の効力が生じるものとします。
- (2) (1)の場合において、その共済掛金を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害、費用または損失に対して、組合が既に支払った共済金があるときには、組合は、その返還を請求することができます。

第11条（共済掛金の返還－普通共済約款における解除等の場合）

- (1) 共済掛金の払込方法が一時払または長期年払の場合において、未払込共済掛金があるときは、組合は、未払込共済掛金が払い込まれた後、次の①から④までのいずれか規定により、共済掛金を返還します。
 - ① 普通共済約款第3章基本条項第14条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）①、②または③
 - ② 普通共済約款第3章基本条項第15条（共済掛金の取扱い－無効または失効の場合）(2)
 - ③ 普通共済約款第3章基本条項第17条（共済掛金の取扱い－共済金額の調整の場合）
 - ④ 普通共済約款第3章基本条項第18条（共済掛金の取扱い－解除の場合）
- (2) (1)の②または④の規定により組合が共済掛金を返還すべき場合において、未払込共済掛金があるときは、組合は、未払込共済掛金が

払い込まれる前に、次の算式によって算出した額を請求することができます。

請求する共済掛金 = 未払込共済掛金 - (1)の②または④の
規定により算出した額

- (3) 共済掛金の払込方法が長期年払の場合は、契約年度ごとに(1)または(2)の規定を適用します。
- (4) 共済掛金の払込方法が長期一括払の場合において、未払込共済掛金があるときは、組合は、未払込共済掛金が払い込まれた後、次の①から⑦までの規定により、共済掛金を返還します。
- ① 普通共済約款第3章基本条項第14条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）①または③
 - ② 普通共済約款第3章基本条項第17条（共済掛金の取扱い－共済金額の調整の場合）(1)
 - ③ 長期新総合火災共済特約第5条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）
 - ④ 長期新総合火災共済特約第6条（共済掛金の取扱い－失効の場合）
 - ⑤ 長期新総合火災共済特約第7条（共済掛金の取扱い－共済金額の調整の場合）
 - ⑥ 長期新総合火災共済特約第8条（共済掛金の返還－契約解除の場合）
 - ⑦ 長期新総合火災共済特約第10条（共済掛金の取扱い－共済金を支払った場合）
- (5) (4)の④、⑥または⑦の規定により組合が共済掛金を返還すべき場合において、未払込共済掛金があるときは、組合は、未払込共済掛金が払い込まれる前に、次の算式によって算出した額を請求することができます。

請求する共済掛金 = 未払込共済掛金 - (4)の④、⑥または⑦の
規定により算出した額

第12条（共済金支払の場合の共済掛金の払込み）

この共済契約に定められた総共済掛金（共済掛金の払込方法が長期年払の場合は、共済金を支払うべき損害が発生した日の属する契約年度に払い込むべき共済掛金をいいます。）の払込みを完了する前に、普通共済約款第3章基本条項第25条（共済金支払後の共済契約）(1)の規定により、この共済契約が終了する場合には、共済契約者は、共済金の支払を受ける以前に、未払込共済掛金の全額を一時に払い込まなければなりません。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

追加共済掛金の払込みに関する特約
（新総合火災共済用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用 語	定 義
契約年度	長期年払において、初年度については共済期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
追加共済掛金	第3条（追加共済掛金の払込み）(1)の規定により一時に払い込む追加共済掛金（注）をいいます。 (注) 共済掛金の払込方法が長期年払の場合は、その契約年度にかかる追加共済掛金とします。
追加共済掛金払込期日	第3条（追加共済掛金の払込み）(2)に定める追加共済掛金の払込期日をいいます。
提携金融機関等	組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	解約・異動承認書記載の追加共済掛金払込期日をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された新総合火災共済普通共済約款をいいます。
未払込共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金および追加共済掛金の総額から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。ただし、共済掛金の払込方法が長期年払の場合は、その契約年度に払い込むべき共済掛金およびその契約年度の追加共済掛金から既に払い込まれたその契約年度の共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この共済契約に共済掛金の払込みに関する特約が適用されている場合に適用されます。

第3条（追加共済掛金の払込み）

- (1) 次の①から③のいずれかに該当する場合において、普通共済約款第3章基本条項第14条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）①、②もしくは③または普通共済約款に付帯された他の特約の規定により組合が追加共済掛金を請求するときは、共済契約者は、追加共済掛金の全額を一時に払い込まなければなりません。
- ① 普通共済約款第3章基本条項第2条（告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合
 - ② 普通共済約款第3章基本条項第3条（通知義務）(1)の事実が発生し、共済契約者または被共済者がその旨を組合に申し出て、承

認の請求を行った場合

- ③ 普通共済約款第3章基本条項第14条（共済掛金の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）③の規定により共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を組合に通知し、承認の請求を行い、組合がこれを承認する場合
- (2) 共済契約者は、次の①または②に定める期日までに、追加共済掛金を払い込まなければなりません。
 - ① (1)の①または②の場合において、(1)の規定により組合が請求する追加共済掛金であるときは、その請求の日の属する月の翌月の払込期日
 - ② (1)の③の場合において、(1)の規定により組合が請求する追加共済掛金であるときは、共済契約条件の変更日（注）の属する月の翌月の払込期日

（注）共済契約者が(1)の③の通知および承認の請求を行った日以降の共済契約者が指定する日で、共済契約条件を変更すべき期日をいいます。

- (3) 共済契約者が(1)の③の通知および承認の請求を行った場合には、共済契約者または被共済者に正当な理由があり、かつ、組合が認めることを除いて、共済契約者はこれを撤回することはできません。
- (4) 組合は、この特約により、普通共済約款に付帯された他の特約の追加共済掛金領収前に生じた事故による損害、費用または損失の取扱いに関する規定は適用しません。

第4条（口座振替の追加共済掛金の払込み）

- (1) 共済契約者が口座振替により追加共済掛金を払い込む場合には、共済掛金の払込方法が口座振替であるときに限ります。
- (2) 追加共済掛金の払込みは、追加共済掛金払込期日に、指定口座から組合の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (3) 追加共済掛金払込期日が提携金融機関等の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、組合は、追加共済掛金払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (4) 共済契約者は、追加共済掛金払込期日の前日までにその追加共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (5) 共済契約者が追加共済掛金払込期日に追加共済掛金の払込みを怠り、その払込みを怠った理由が組合による提携金融機関等に対する口座振替請求が行われなかったことによる場合は、追加共済掛金払込期日の属する月の翌月の応当日をその追加共済掛金の払込期日とみなして(1)から(4)までの規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (6) 共済契約者が口座振替により追加共済掛金を払い込む場合において、追加共済掛金の払込みを怠ったことについて、共済契約者に故意または重大な過失がなかったと組合が認めたときは、組合は、「追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末」を「追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第5条（追加共済掛金払込み前の事故の取扱い）

- (1) 追加共済掛金払込期日に追加共済掛金の払込みがない場合には、共済契約者は、追加共済掛金を追加共済掛金払込期日の属する月の

翌月末までに組合の指定した場所に払い込まなければなりません。

- (2) 共済契約者が追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに追加共済掛金の払込みを怠った場合は、次の①から③の定めるところによります。
 - ① 次条(1)の規定によりこの共済契約を解除できる場合は、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
 - ② ①の規定は、普通共済約款第3章基本条項第3条（通知義務）(1)の事実の発生により危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害、費用または損失については適用しません。
 - ③ 第3条（追加共済掛金の払込み）(1)の③の場合において、共済契約者が同条の規定による追加共済掛金の払込みを怠ったときは、組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害、費用または損失に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に従い、共済金を支払います。
- (3) 共済契約者が事故の発生の日以前に到来した追加共済掛金払込期日に払い込むべき追加共済掛金の払込みを怠った場合において、追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までに組合に共済金の支払い請求が行われるときは、組合は、共済契約者が既に到来した追加共済掛金払込期日に払い込むべき追加共済掛金の全額を払い込んだときに限り、その事故による損害、費用または損失に対する共済金を支払います。

第6条（解除－共済掛金不払の場合）

- (1) 第3条（追加共済掛金の払込み）(1)の①または②のいずれかに該当し、同条の規定により組合が追加共済掛金を請求した場合において、追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末までにその追加共済掛金の払込みがないときは、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、組合が共済契約を解除した場合において、次の①または②のいずれかに該当する返還すべき共済掛金があるときは、組合は、その額を返還します。
 - ① 共済掛金の払込方法が一時払または分割払または長期年払の場合 未経過期間にに対し日割をもって計算した共済掛金から未払込共済掛金を差し引いた額
 - ② 共済掛金の払込方法が長期一括払の場合 この共済契約が解除された日の共済契約の条件に基づき計算した共済掛金に対し、未経過期間に対応する長期新総合火災共済特約に規定する未経過掛金率を乗じて計算した掛金から未払込共済掛金を差し引いた額
- (4) 共済掛金の払込方法が長期年払の場合は、契約年度ごとに(3)の規定を適用します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

〈共済金のご請求の際に必要な書類等〉

事故のご通知をいただいた場合は、取扱代理所または組合から共済金のご請求に関するご案内をいたします。共済金のご請求にあたっては、共済金請求書（組合所定）および組合が求める書類をご提出ください。（詳しくはご契約の取扱代理所または組合にお問い合わせください。）

被共済者（これらの方の代理人を含みます。）が上記の書類を提出されない場合、または提出書類に知っている事実を記入されない、もしくは事実と相違することを記入された場合は、共済金が削減されますのでご注意ください。

(1) 組合所定の共済金請求書

（個人情報の取扱いに関する同意を含みます。）

(2) 組合所定の損害（事故）状況報告書

※事故日時、発生場所、原因等をご申告なさる書類をいいます。

また、損害（事故）状況を確認するために、この報告書のほか、

(4) ①または(5) ①に掲げる書類もご提出いただく場合があります。

(3) 共済金請求権者であることを証明する書類

【書類例】 ・委任状 ・印鑑証明書、資格証明書 ・親権者用念書
・戸籍謄本 ・家族関係の証明書類（住民票） など

(4) 共済の対象に発生した損害や費用等を証明する書類

① 損害等の発生を示す書類

【書類例】 ・公的機関が発行する証明書（り災証明書、事故証明書）
またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・預貯金証書の盗難の場合は金融機関が発行する証明書 ・事故原因、発生場所、損害状況等の見解書、写真 など

② 損害の額等を示す書類

【書類例】 ・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・損害内容申告書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書、お客様控 ・図面（配置図、建物図面） ・賃貸借契約書、家賃収入台帳・費用の支出を示す書類 など

③ 共済の対象であることを証明する書類

【書類例】 ・建物登記簿謄本、登記事項証明書 ・固定資産課税台帳 ・所有権区分に関する確認書、マンション管理組合規約 など

④ この共済契約に質権が設定されている場合に必要書類

【書類例】 ・質権者の口座振込依頼書 ・（被共済者にお支払いする場合）質権者発行の共済金直接支払指図書 ・（質権者にお支払いする場合）債権残高証明書 など

⑤ その他の書類

【書類例】 ・権利移転書・個人情報の取扱いにかかる同意書（組合が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） など

(5) 損害賠償責任に関する共済金の支払いをご請求する場合に必要な書類

① 損害賠償事故の発生を示す書類

【書類例】 ・公的機関が発行する証明書（り災証明書、事故証明書）
またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入

した書類） ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・賃貸借契約書、マンション管理組合規約、居住者名簿 ・事故原因、発生場所、被害状況等の見解書、写真 など

② 損害賠償債務の額を示す書類

【書類例】 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・その他の費用の支出を示す書類 など

③ その他の書類

【書類例】 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・個人情報取扱いにかかる同意書（組合が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など

令和4年10月1日改定

火災共済 特約集 I

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート！



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

類焼見舞金補償特約

第 1 条（用語の定義）

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
共済金	この特約により支払われる類焼見舞金をいいます。
契約年度	初年度については、共済期間の初日から 1 年間、次年度以降については、共済期間の初日応当日からそれぞれ 1 年間をいいます。ただし、1 年未満の端日数がある場合は、その共済期間の初日応当日から共済期間の末日までの期間とします。
時価	損害の生じた地および時における類焼補償対象物の価額をいいます。
主契約	この特約が付帯された普通共済約款に基づく共済契約をいいます。
主契約建物	主契約の共済の対象である建物をいいます。
主契約動産	主契約の共済の対象である動産をいいます。
主契約被共済者	共済契約証書記載の共済の対象の所有者をいいます。
総支払限度額	1 事故における支払限度額をいいます。
建物	この特約における共済の対象である建物（注）をいいます。 (注) 畳、建具その他これらに類する物、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したものおよび門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物を含みます。
動産	この特約における共済の対象である建物に収容される動産をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）・普通火災共済普通共済約款（工場物件用）・普通火災共済普通共済約款Ⅱ（住宅・非住宅物件用）・総合火災共済普通共済約款・新総合火災共済普通共済約款をいいます。
類焼補償対象物	「類焼補償対象物」とは、この特約における共済の対象である建物または動産をいいます。ただし、次の①または②に掲げる建物または動産は、類焼補償対象物に含まれません。 ① 建物 ア. 主契約建物 イ. 主契約動産を収容する共済契約証書記載の建物 ウ. 主契約被共済者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族が所有する建物（注 1） エ. 建築中または取り壊し中の建物 オ. 建売業者等が所有する売却用の建物

目 次

類焼見舞金補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【略称：類焼見舞金特約】

設備・什器等損害特約・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

商品・製品等損害特約・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

借家人賠償責任補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

共済契約の継続に関する特約（長期契約用）・・・・・・・・ 35

* 各特約下段記載の略称は共済契約証書表記名です。

	カ. 国、地方公共団体等の所有する建物 ② 動産 ア. 主契約動産 イ. 主契約建物に収容されている動産 ウ. 主契約被共済者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族が所有（注２）、使用または管理する動産 エ. 自動車（注３） オ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 カ. 貴金属、宝石および宝玉石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が３０万円を超えるもの キ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物 ク. 動物、植物 ケ. 他人に貸与または管理を委託しているもの、もしくは他人から借用または管理を受託しているもの コ. ①オ、カの建物内収容の動産
	（注１）共有である場合の主契約被共済者以外の者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。ただし、区分所有建物の共用部分における主契約被共済者以外の者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。 （注２）共有である場合の主契約被共済者以外の者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。 （注３）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。 なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が１２５cc以下のものをいいます。
類焼補償被共済者	類焼補償対象物の所有者をいいます。ただし、２人以上の類焼補償対象物の所有者が同居の親族の關係に該当する場合はそれらの世帯主を、また、類焼補償対象物が区分所有建物の共有部分である場合は管理組合または管理組合法人を、類焼補償被共済者とみなして、第６条（共済金の支払額）の規定を適用します。

- (2) 主契約建物が借用に供される戸室（以下「借用戸室」といいます。）を有している場合または主契約建物が借用に供される一戸建（以下「借用一戸建」といいます。）である場合は、この特約の規定は、次のとおり読み替えるものとします。
- ① (1)で定義されている用語「類焼補償対象物」における②のイ.の規定中「主契約建物に収容される動産」とあるのは「主契約建物に収容される動産。ただし、主契約建物が借用戸室を有している場合は、借用戸室またはこれに収容される動産から事故が発生した時におけるその借用戸室に収容される動産に限ります。」

- ② 次条の（注１）の規定中「主契約が共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、主契約被共済者と生計を共にする同居の親族を除きます。」とあるのは「主契約が共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、主契約被共済者と生計を共にする同居の親族および主契約被共済者の許諾を得て主契約建物借用戸室または借用一戸建である主契約建物に占有する者（共済契約者、主契約被共済者および主契約被共済者と生計を共にする同居の親族を除きます。）を除きます。」

第2条（共済金を支払う場合）

- 組合は、次の①に該当する事故によって生じた②の損害に対して、この特約が付帯された普通共済約款およびこの特約に従い、類焼見舞金を支払います。
- ① ア. 主契約建物もしくはこれに収容される動産または主契約動産もしくはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者（注１）の所有物で主契約被共済者以外の者が占有する部分（注２）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- イ. アの規定における主契約建物に収容される動産または主契約動産を収容する共済契約証書記載の建物は、普通共済約款に定める共済の対象の範囲の規定によります。
- ② 類焼補償対象物の滅失、損傷または汚損（注３）。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

- （注１）主契約が共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、主契約被共済者と生計を共にする同居の親族を除きます。
- （注２）区分所有建物の共用部分を含みます。
- （注３）消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。

第3条（被共済者の範囲）

- (1) 類焼補償被共済者は、類焼補償対象物の所有者とします。
- (2) 類焼補償被共済者が類焼補償被共済者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故による損害が発生した場合にかぎります。

第4条（共済金を支払わない場合）

- (1) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、主契約被共済者（注１）または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定代理人の故意
- ② 類焼補償被共済者（注２）または、その法定代理人の故意もしくはは重大な過失または法令違反。ただし、共済金を支払わないのは、その類焼補償被共済者が被った損害にかぎります。
- ③ 類焼補償被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注３）またはその者の法定代理人の故意もしくはは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- (注1) 共済契約者または主契約被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 類焼補償被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 類焼補償被共済者でない共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (2) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、共済金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- (注1) これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 群集または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

- (3) 組合は、共済期間が始まった後でも、共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、類焼見舞金を支払いません。

第5条（共済金の支払対象物の単位）

類焼見舞金は、一つの建物（注）およびその建物内収容動産を支払対象物の単位とします。

- (注) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はりおよび屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。

第6条（共済金の支払額）

- (1) 組合が共済金として支払うべき額は、時価によって定めます。
- (2) 組合が共済金を支払うべき損害が発生した場合において、類焼補償被共済者の建物および動産に対して、一つの建物（注）ごとに次の表に掲げる額を共済金として支払います。

損害の程度	支 払 額
全損（時価の80％以上の損害）	300万円または時価損害額のいずれか低い額
半損（時価の20％以上80％未満の損害）	150万円または時価損害額のいずれか低い額
一部損（時価の20％未満の損害）	50万円または時価損害額のいずれか低い額

- (注) 建物内収容動産を含みます。

- (3) (2)の場合において、一つの建物（注）の類焼補償被共済者が複数の場合は、それぞれの類焼補償被共済者に対して次の算式によって算出した額を類焼見舞金として支払います。

一つの建物（注）
の支払額

×

それぞれの類焼補償被共済者に対する損害額

類焼補償被共済者に対する損害額の合計

= その類焼補償被共済者に対する類焼見舞金の額

- (注) 建物内収容動産を含みます。

- (4) 組合は、総支払限度額を3,000万円とします。ただし、組合が類焼見舞金を支払った場合は、総支払限度額から類焼見舞金の額を控除した残額を損害が生じたとき以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- (5) 1回の事故による複数の類焼補償被共済者に対する類焼見舞金の額の合計が総支払限度額を超える場合は、それぞれの類焼補償被共済者に対して次の算式によって算出した額を類焼見舞金として支払います。

総支払限度額

×

それぞれの類焼補償被共済者に対する類焼見舞金の額

類焼補償被共済者に対する類焼見舞金の額の合計

= その類焼補償被共済者に対する類焼見舞金の額

- (6) 組合は、(3)および(5)により算出した類焼見舞金の額について組合と類焼補償被共済者との間で意見が一致しないときは、組合の費用により、それぞれの類焼補償被共済者の同意を得て民事調停法に基づく調停の手続きを行います。
- (7) 共済期間が1年を超える契約においては、組合は、契約年度ごとに(4)の規定を適用します。

第7条（共済契約者による特約の解除）

共済契約者は、組合に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

第8条（重大事由による解除）

- (1) 当組合は、類焼補償被共済者が、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約のその類焼補償被共済者に係る部分を解除することができます。
 - ① 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条（共済金を支払う場合）①の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、(1)の①から⑤までのいずれにも該当しない類焼補償被共済者に生じた損害については適用しません。

第9条（特約の解除の効力）

この特約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（事故の通知）

- (1) 共済契約者または主契約被共済者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生を組合に遅滞なく通知するとともに、類焼補償被共済者に対してもこの共済契約の内容を遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 類焼補償被共済者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、これを組合に通知しなければなりません。
- (3) 共済契約者または主契約被共済者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第11条（類焼物についての調査等）

類焼補償対象物について損害が生じた場合は、共済契約者、主契約被共済者または類焼補償被共済者は、類焼見舞金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害内容の調査について協力しなければなりません。

第12条（残存物の帰属）

組合が類焼見舞金を支払った場合でも、類焼補償対象物の残存物について類焼補償被共済者が有する所有権その他の物権は、組合がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、組合に移転しません。

第13条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより類焼補償被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して類焼見舞金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②の額を限度とします。
- ① 組合が損害の額の全額を類焼見舞金として支払った場合
類焼補償被共済者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
類焼補償被共済者が取得した債権の額から、類焼見舞金支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、組合に移転せずに類焼補償被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済される

ものとしします。

- (3) 共済契約者および類焼補償被共済者は、組合が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

第14条（この特約が付帯された共済契約との関係）

- (1) 主契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) 主契約が共済期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

設備・什器等損害特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
共済金	設備・什器等損害共済金をいいます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
時価額	共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、その共済の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
他の共済契約等	第3条（損害共済金を支払う場合）の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された新総合火災共済普通共済約款をいいます。
明記物件	次の①および②に掲げる物をいいます。 ① 貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ② 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

第2条（共済の対象の範囲）

- (1) 共済の対象は、共済契約証書記載の建物（注1）に収容されている、被共済者が所有する業務用の設備・什器等の動産にかぎります。なお、建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が共済の対象であるときは、普通共済約款第2章補償条項第1条（共済の対象の範囲）(1)の<共済の対象一覧表>の表の①のア、

- からウ。までの物で、被共済者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、共済の対象に含まれます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑩までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。
- ① 船舶（注2）、航空機、自動車等（注3）、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型その他これらに類する物およびこれらの付属品
 - ③ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物（注4）
 - ④ 商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。）
 - ⑤ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
 - ⑥ 携帯電話（PHSを含みます。）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - ⑦ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
 - ⑧ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物（注5）
 - ⑨ 動物および植物
 - ⑩ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物

- (注1) 共済契約証書記載の建物
物置、車庫その他の付属建物を含みます。

(注2) 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注3) 自動車等
自動三輪車、自動二輪車および総排気量が125cc以下の原動機付自転車を含みます。

(注4) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
業務用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に、次条の④オ.の盗難による損害が生じた場合は、これらを共済の対象として取り扱います。

(注5) プログラム、データその他これらに類する物
OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについて次条の損害共済金が支払われる場合にかぎり、共済の対象に含むものとします。

第3条（損害共済金を支払う場合）

組合は、この特約に従い、設備・什器等の損害については、普通共済約款第2章補償条項第2条（損害共済金を支払う場合）(1)の＜補償内容・損害共済金一覧表＞の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

＜補償内容・損害共済金一覧表＞

	事故の区分	損害共済金を支払う場合
①	火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって共済の対象が損害を受けた場合
②	風災（注1）、雹災、雪災（注2）	風災（注1）、雹災または雪災（注2）によって共済の対象が損害（注3）を受けた場合
③	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、共済の対象である設備・什器等を収容する建物が、床上浸水（注4）を被った結果、設備・什器等に損害が生じた場合
④	ア. 外部からの物体の落下、飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって共済の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは③の事故による損害を除きます。
	イ. 水濡れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることをいいます。）による水濡れによって共済の対象が損害を受けた場合。ただし、②もしくは③の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア) 給排水設備に生じた事故 (イ) 被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故
	ウ. 騒擾	騒擾およびこれに類似の集団行動（注5）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって共済の対象が損害を受けた場合
	エ. 盗難	盗難によって共済の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された共済の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用（以下「回収に要した費用」といいます。）は損害の額に含みます。
	オ. 通貨、預貯金証書等の盗難	共済契約証書記載の建物内における業務用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（有価証券およびその他これらに類する物を除きます。）の盗難。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については、次の(ウ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された共済の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含みます。ただし、その再調達価額を限度とします。

	(ア) 共済契約者または被共済者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (イ) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (ウ) 共済契約者または被共済者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。
--	--

損害共済金の支払額
設備・什器等
A. 組合が共済金を支払うべき損害の額は、下記によって定めます。 (A) 共済の対象の再調達価額を限度として、次の算式により算出した額とします。 復旧費用 復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額 (B) ④のエ. およびオ. に規定する盗難によって生じた損害については、再調達価額によって定めます。ただし、印紙および切手の損害の額については、その料額によって定めます。 (C) (A)および(B)にかかわらず、明記物件の場合は、その時価額によって定めます。 B. 組合が支払う損害共済金の額は、下記によって定めます。 (A) 共済金額を限度として、次の算式により算出した額とします。 損害の額 共済契約証書記載の自己負担額（注６） = 損害共済金 (B) (A)の算式において、明記物件の盗難の場合は、組合が支払う損害共済金の額は、１回の事故につき、１個または１組ごとに100万円または共済金額のいずれか低い額を限度とします。 (C) (A)にかかわらず、通貨、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合は、組合が支払う損害共済金の額は、１回の事故につき、１敷地内ごとに、20万円を限度として、損害の額を支払います。 C. Bの規定にかかわらず、③の水災の場合に、組合が支払う損害共済金の額は、次の算式により算出した額とします。 共済金額 支払割合（25％） = 損害共済金 ただし、損害共済金として支払う額は、１回の事故につき、１敷地内ごとに500万円または損害の額（注７）のいずれか低い額を限度とします。

(注１) 風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注２) 雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 雪災の事故による損害が１回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通共済約款第３章基本条項第22条（共済金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、１回の事故により生じたものと推定します。 (注３) 損害 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）または屋外設備・装置の外側の部分が風災（注１）、雹災または雪災（注２）の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。 (注４) 床上浸水 居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）より45cmを超える浸水をいいます。 (注５) 騒擾およびこれに類似の集団行動 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第５条（共済金を支払わない場合）(2)の①に至らないものをいいます。 (注６) 共済契約証書記載の自己負担額 風災（注１）・雹災・雪災（注２）の場合にかぎります。 (注７) 損害の額 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、その再調達価額を限度とします。
--

第4条（費用共済金を支払う場合）

組合は、この特約に従い、設備・什器等の損害については、普通共済約款第２章補償条項第３条（費用共済金を支払う場合）の＜費用共済金一覧表＞の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

＜費用共済金一覧表＞

	費用の区分	費用共済金を支払う場合	費用共済金の支払額
①	臨時費用共済金	前条の損害共済金が支払われる場合	ア. 組合は、前条の損害共済金に10%を乗じた額を支払います。ただし、１回の事故につき、１敷地内ごとに100万円を限度とします。 イ. 組合は、ア. の規定によって支払うべき臨時費用共済金とこの共済契約で支払われる他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、臨時費用共済金を支払います。

②	地震火災費用共済金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって共済の対象が損害を受け、共済の対象である設備・什器等を収容する建物が半焼以上となったとき（注１）、またはその設備・什器等が全焼となったとき（注２）。	ア．組合は、次の算式によって算出した額を支払います。 共済金額（注３）× 支払割合（５％） ＝ 地震火災費用共済金の額 ただし、１回の事故につき、１敷地内ごとに３００万円を限度とします。 イ．ア．の場合において、７２時間以内に生じた２以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、１回の事故とみなします。
③	残存物取片づけ費用共済金	前条の損害共済金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合	ア．組合は、前条の損害共済金の１０％を限度として、残存物取片づけ費用の額を支払います。 イ．組合は、ア．の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用共済金とこの共済契約で支払われる他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用共済金を支払います。

（注１）建物が半焼以上となったとき	建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の２０％以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が２０％以上となった場合をいいます。
（注２）設備・什器等が全焼となったとき	設備・什器等の火災による損害の額が、その設備・什器等の再調達価額の８０％以上となった場合をいいます。この場合における設備・什器等には明記物件は含まれません。
（注３）共済金額	共済金額が再調達価額を超えるときは、算式の共済金額は再調達価額とします。

第5条（共済金を支払わない場合）

- (1) 組合は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、被共済者（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注２）またはその者（注２）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 被共済者と生計を共にする親族の故意。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

- ④ 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ⑤ 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ⑥ 共済の対象である設備・什器等の置き忘れまたは紛失
 - ⑦ 共済の対象である設備・什器等が共済契約証書記載の建物（共済の対象である設備・什器等を収容している付属建物を含みます。）外にある間に生じた事故
 - ⑧ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に共済の対象について生じた事故
 - ⑨ 第3条（損害共済金を支払う場合）の①から③までの事故、同条④のア．からウ．までの事故または前条②の事故の際における共済の対象の盗難
- (2) 組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用（注３）に対しては、共済金を支払いません。ただし、次の②に該当する場合であっても前条②の地震火災費用共済金については、共済金を支払います。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (3) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、第3条（損害共済金を支払う場合）の事故による場合を除き、共済金を支払いません。
- ① 電気的事故による炭化または溶融の損害
 - ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - ③ 亀裂、変形その他これらに類似的損害
- (4) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用（注６）に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済の対象の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ② 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化（共済の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う磨滅、消耗または劣化を含みます。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似的損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等
- (5) 組合は、共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、共済金を支払いません。

(注1)	共済契約者、被共済者 共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2)	その者（①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者） ①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3)	次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用 (2)の①から⑤までの事由によって発生した第3条（損害共済金を支払う場合）および前条に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用、および発生原因がいかなる場合でも第3条および前条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。
(注4)	核燃料物質 使用済燃料を含みます。
(注5)	核燃料物質（注4）によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。
(注6)	次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用 第3条（損害共済金を支払う場合）の事故が生じた場合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害にかぎります。

第6条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

組合は、この特約に従い、設備・什器等の損害については、普通共済約款第2章補償条項第5条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第3条（損害共済金を支払う場合）の損害に対して損害共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害共済金の種類ごとに<損害共済金の支払限度額表>に掲げる支払限度額を超えるときは、組合は、次に定める額を損害共済金として支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

<損害共済金の支払限度額表>に掲げる支払限度額	再調達価額基準の他の共済契約等（注1）によって既に支払われている共済金または保険金の額	時価額基準の他の共済契約等（注2）によって支払われべき共済金または保険金の額	損害共済金の額
-	-	=	

(注1)	再調達価額基準の他の共済契約等 再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う他の共済契約等にかぎります。
(注2)	時価額基準の他の共済契約等 時価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う他の共済契約等にかぎります。

<損害共済金の支払限度額表>

	損害共済金の種類	支払限度額
--	----------	-------

①	第3条の①および②の損害共済金、同条④の ア. からウ. までの損害共済金	次のア. で算出した額からイ. の額を差し引いた額 ア. 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、再調達価額を限度とします。 イ. 共済契約証書記載の自己負担額。ただし、他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
②	第3条の③の損害共済金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円（注1）または共済金額に25%（注2）を乗じて得た額もしくは損害の額（注3）のいずれか低い額 (注1) 500万円 他の共済契約等に、この損害に対する限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 25% 他の共済契約等に、この損害に対する支払割合が25%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。 (注3) 損害の額 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、その再調達価額を限度とします。
③	第3条の④の エ. の損害共済金	明記物件 1回の事故につき、次のア. からウ. までのうち最も低い額 ア. 損害の額から共済契約証書記載の自己負担額（注1）を差し引いた額 イ. 1個または1組ごとに100万円（注2） ウ. 設備・什器等の共済金額 (注1) 自己負担額 他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。 (注2) 100万円 他の共済契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	上記以外の物	次のア. で算出した額からイ. の額を差し引いた額 ア. 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、協定再調達価額または再調達価額のいずれか高い額を限度とします。

			イ. 共済契約証書記載の自己負担額。ただし、他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
④	第3条の④のオ.の損害共済金	通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円（注） または損害の額のいずれか低い額 （注）20万円 他の共済契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

- (2) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおおの別に適用します。
- (3) 第4条（費用共済金を支払う場合）①から同条③までの費用に対して費用共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、費用共済金の種類ごとに＜費用共済金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を費用共済金として支払います。
- ① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合
この共済契約の支払責任額
- ② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合
支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

＜費用共済金の支払限度額表＞

	共済金の種類		支払限度額
ア	第4条の①の臨時費用共済金		1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注） （注）100万円 他の共済契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
イ	第4条の②の地震火災費用共済金	それぞれの共済契約または保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注）を超える場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注） （注）300万円 他の共済契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

		（注）300万円 他の共済契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。	
		上記に該当しない場合であって、それぞれの共済契約または保険契約のおおの共済の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、共済の対象ごとに、その共済の対象の共済金額に5％（注）を乗じて得た額を超える場合 （注）5％ 他の共済契約等に、支払割合が5％を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。	1回の事故につき、共済の対象ごとに、その共済の対象の共済金額に5％（注）を乗じて得た額 （注）5％ 他の共済契約等に、支払割合が5％を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
ウ	第4条の③の残存物取片づけ費用共済金		残存物取片づけ費用の額

- (4) (3)の場合において、第4条（費用共済金を支払う場合）①および同条③の費用につき支払責任額を算出するにあたっては、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金の額は、(1)の規定を適用して算出した額とします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

商品・製品等損害特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
共済金	商品・製品等損害共済金をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。

再調達価額	仕入価額または原価等のその共済の対象の性質または状況に応じた額をいいます。
時価額	共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、その共済の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
他の共済契約等	第3条（損害共済金を支払う場合）の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された新総合火災共済普通共済約款をいいます。
明記物件	次の①および②に掲げる物をいいます。 ① 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ② 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

第2条（共済の対象の範囲）

- (1) 共済の対象は、共済契約証書記載の建物（注1）に収容されている、被共済者が所有する商品・製品等の動産にかぎります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。
- ① 什器・備品等
 - ② 家財
 - ③ 船舶（注2）、航空機、自動車等（注3）、雪上オートバイ、ゴカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - ④ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
 - ⑤ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物（注4）
 - ⑥ 動物および植物

（注1）	共済契約証書記載の建物 位置、車庫その他の付属建物を含みます。
（注2）	船舶 ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
（注3）	自動車等 自動三輪車、自動二輪車および総排気量が125cc以下の原動機付自転車を含みます。
（注4）	プログラム、データその他これらに類する物 OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについて次条の損害共済金が支払われる場合にかぎり、共済の対象に含むものとします。

第3条（損害共済金を支払う場合）

組合は、この特約に従い、商品・製品等の損害については、普通共済約款第2章補償条項第2条（損害共済金を支払う場合）(1)の＜補償内容・損害共済金一覧表＞の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

＜補償内容・損害共済金一覧表＞

	事故の区分	損害共済金を支払う場合
①	火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって共済の対象が損害を受けた場合
②	風災（注1）、雹災、雪災（注2）	風災（注1）、雹災または雪災（注2）によって共済の対象が損害（注3）を受けた場合
③	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、共済の対象である商品・製品等を収容する建物が、床上浸水（注4）を被った結果、商品・製品等に損害が生じた場合
④	ア．外部からの物体の落下、飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって共済の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは③の事故による損害を除きます。
	イ．水濡れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることをいいます。）による水濡れによって共済の対象が損害を受けた場合。ただし、②もしくは③の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア) 給排水設備に生じた事故 (イ) 被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故
	ウ．騒擾	騒擾およびこれに類似の集団行動（注5）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって共済の対象が損害を受けた場合

損害共済金の支払額
商品・製品等
A. 組合が共済金を支払うべき損害の額は、下記によって定めます。 (A) 共済の対象の再調達価額を限度として、次の算式により算出した額とします。 $\text{復旧費用} - \text{復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$

(B) (A)にかかわらず、明記物件の場合は、その時価額によって定めます。

B. 組合が支払う損害共済金の額は、下記によって定めます。
共済金額を限度として、次の算式により算出した額とします。

$$\text{損害の額} - \text{共済契約証書記載の自己負担額(注6)} = \text{損害共済金}$$

C. Bの規定にかかわらず、③の水災の場合に、組合が支払う損害共済金の額は、次の算式により算出した額とします。

$$\text{共済金額} \times \text{支払割合(25\%)} = \text{損害共済金}$$

ただし、損害共済金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円または損害の額(注7)のいずれか低い額を限度とします。

(注1) 風災
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注2) 雪災
豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通共済約款第3章基本条項第22条(共済金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

(注3) 損害
風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)または屋外設備・装置の外側の部分が風災(注1)、雹災または雪災(注2)の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。

(注4) 床上浸水
居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

(注5) 騒擾およびこれに類似の集団行動
群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第5条(共済金を支払わない場合)(2)の①に至らないものをいいます。

(注6) 共済契約証書記載の自己負担額
風災(注1)・雹災・雪災(注2)の場合にかぎります。

(注7) 損害の額
復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、その再調達価額を限度とします。

第4条(費用共済金を支払う場合)
組合は、この特約に従い、商品・製品等の損害については、普通共済約款第2章補償条項第3条(費用共済金を支払う場合)の<費用共済金一覧表>の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

＜費用共済金一覧表＞

	費用の区分	費用共済金を支払う場合	費用共済金の支払額
①	臨時費用共済金	前条の損害共済金が支払われる場合	ア. 組合は、前条の損害共済金に10%を乗じた額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 イ. 組合は、ア.の規定によって支払うべき臨時費用共済金とこの共済契約で支払われる他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、臨時費用共済金を支払います。
②	地震火災費用共済金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって共済の対象が損害を受け、共済の対象である商品・製品等を収容する建物が半焼以上となったとき(注1)、またはその商品・製品等が全焼となったとき(注2)。	ア. 組合は、次の算式によって算出した額を支払います。 共済金額(注3)×支払割合(5%) = 地震火災費用共済金の額 ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。 イ. ア.の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。
③	残存物取片づけ費用共済金	前条の損害共済金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合	ア. 組合は、前条の損害共済金の10%を限度として、残存物取片づけ費用の額を支払います。 イ. 組合は、ア.の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用共済金とこの共済契約で支払われる他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用共済金を支払います。

(注1) 建物が半焼以上となったとき
建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

- (注2) 商品・製品等が全焼となったとき
商品・製品等の火災による損害の額が、その商品・製品等の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における商品・製品等には明記物件は含みません。
- (注3) 共済金額
共済金額が再調達価額を超えるときは、算式の共済金額は再調達価額とします。

第5条（共済金を支払わない場合）

- (1) 組合は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、被共済者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者（注2）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 被共済者と生計を共にする親族の故意。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ④ 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ⑤ 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ⑥ 共済の対象である商品・製品等の置き忘れまたは紛失
 - ⑦ 共済の対象である商品・製品等が共済契約証書記載の建物（共済の対象である商品・製品等を収容している付属建物を含みます。）外にある間に生じた事故
 - ⑧ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に共済の対象について生じた事故
 - ⑨ 第3条（損害共済金を支払う場合）の①から③までの事故、同条④のア. からウ. までの事故または前条②の事故の際における共済の対象の盗難
- (2) 組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用（注3）に対しては、共済金を支払いません。ただし、次の②に該当する場合であっても前条②の地震火災費用共済金については、共済金を支払います。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (3) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、第3条（損害共済金を支払う場合）の事故による場合を除き、共済金を支払いません。
- ① 電気的事故による炭化または溶融の損害
 - ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損

害

- ③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- (4) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用（注6）に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済の対象の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ② 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化（共済の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う磨減、消耗または劣化を含みます。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等
- (5) 組合は、共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、共済金を支払いません。

- (注1) 共済契約者、被共済者
共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) その者（①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者）
①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用
(2)の①から⑤までの事由によって発生した第3条（損害共済金を支払う場合）および前条に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用、および発生原因がいかなる場合でも第3条および前条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。
- (注4) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質（注4）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用
第3条（損害共済金を支払う場合）の事故が生じた場合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害にかぎります。

第6条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

組合は、この特約に従い、商品・製品等の損害については、普通共済約款第2章補償条項第5条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（損害共済金を支払う場合）の損害に対して損害共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害共済金の種類ごとに「損害共済金の支払限度額表」に掲げる支払限度額を超えるときは、組合は、次に定める額を損害共済金として支払います。ただし、他の共済契約等がないも

のとして算出した支払責任額を限度とします。

＜損害共済金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額

再調達価額基準の他の共済契約等（注１）によって既に支払われている共済金または保険金の額

－

時価額基準の他の共済契約等（注２）によって支払われべき共済金または保険金の額

－

損害共済金の額

=

（注１）再調達価額基準の他の共済契約等再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う他の共済契約等にかぎります。

（注２）時価額基準の他の共済契約等時価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う他の共済契約等にかぎります。

＜損害共済金の支払限度額表＞

	損害共済金の種類	支払限度額
①	第３条の①および②の損害共済金、同条④のア. からウ. までの損害共済金	次のア. で算出した額からイ. の額を差し引いた額 ア. 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、再調達価額を限度とします。 イ. 共済契約証書記載の自己負担額。ただし、他の共済契約等に、この共済契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
②	第３条の③の損害共済金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円（注１）または共済金額に25％（注２）を乗じて得た額もしくは損害の額（注３）のいずれか低い額 （注１）500万円 他の共済契約等に、この損害に対する限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注２）25％ 他の共済契約等に、この損害に対する支払割合が25％を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。 （注３）損害の額 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、その再調達価額を限度とします。

(2) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

(3) 第4条（費用共済金を支払う場合）①から同条③までの費用に対して費用共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、

それぞれの支払責任額の合計額が、費用共済金の種類ごとに＜費用共済金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を費用共済金として支払います。

① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合
 この共済契約の支払責任額

② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合
 支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

＜費用共済金の支払限度額表＞

	共済金の種類		支払限度額
ア	第4条の①の臨時費用共済金		1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注） （注）100万円 他の共済契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
イ	第4条の②の地震火災費用共済金	それぞれの共済契約または保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注）を超える場合 （注）300万円 他の共済契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注） （注）300万円 他の共済契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		上記に該当しない場合であって、それぞれの共済契約または保険契約のおおのの共済の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、共済の対象ごとに、その共済の対象の共済金額に5％（注）を乗じて得た額を超える場合	1回の事故につき、共済の対象ごとに、その共済の対象の共済金額に5％（注）を乗じて得た額 （注）5％ 他の共済契約等に、支払割合が5％を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

24

25

		(注) 5 % 他の共済契約等に、支払割合が5 %を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。	
ウ	第 4 条の③の残存物取片づけ費用共済金		残存物取片づけ費用の額

(4) (3)の場合において、第 4 条（費用共済金を支払う場合）①および同条③の費用につき支払責任額を算出するにあたっては、第 3 条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金の額は、(1)の規定を適用して算出した額とします。

第 7 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

借家人賠償責任補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
貸主	借用戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
支払責任額	他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。
借用戸室	被共済者が借用または使用する日本国内に所在する共済契約証書記載の建物または戸室をいいます。
新総合共済約款	この特約が付帯された新総合火災共済普通共済約款をいいます。
総合共済約款	この特約が付帯された総合火災共済普通共済約款をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
他人	被共済者以外の者をいいます。
他の共済契約等	第 2 条（共済金を支払う場合）の損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
被共済者	共済契約証書記載のこの特約の被共済者（注）をいいます。 (注) 借用戸室の賃借名義人と異なる場合は、その賃借名義人を含みます。

普通共済約款	この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）をいいます。
普通共済約款Ⅱ	この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款Ⅱ（住宅・非住宅物件用）をいいます。

第 2 条（共済金を支払う場合）

組合は、共済契約証書記載の事故の区分欄の記載内容にかかわらず、借用戸室が被共済者の責めに帰すべき事由に起因する次の①または②のいずれかに該当する事故により損壊した場合において、被共済者が借用戸室の損壊について、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、共済金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発（注）

(注) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第 3 条（共済金を支払わない場合）

- (1) 組合は、借用戸室が次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被共済者が被った損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、被共済者（注 1）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ 被共済者の心神喪失または指図
 - ⑥ 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被共済者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。

(注 1) 共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注 2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注 3) 使用済燃料を含みます。
(注 4) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 組合は、被共済者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 被共済者が損害賠償に関し貸主との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
 - ② 被共済者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
- (3) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する借用戸室の損壊および次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた

借戸室の損壊（注）によって、被共済者が被った損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 借戸室の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損壊その他類似の損壊
- ③ ねずみ食い、虫食い等

（注）前条の事故が生じた場合は、(3) ①から③までのいずれかに該当する借戸室の損壊に限ります。

- (4) 組合は、借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、共済金を支払いません。

第4条（支払共済金の範囲）

組合が支払う共済金の範囲は、次の①から⑦までに掲げるものに限ります。この場合において、②から⑦までの費用に収入の喪失は含みません。

- ① 被共済者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（注1）（注2）
- ② 共済契約者または被共済者が支出した第7条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 共済契約者または被共済者が支出した第7条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④ 第2条（共済金を支払う場合）の事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被共済者に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、共済契約者または被共済者がその手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用およびあらかじめ組合の書面による同意を得て被共済者が支出した費用
- ⑤ 第9条（組合による解決）の規定により、被共済者が組合に協力するために要した費用
- ⑥ 損害賠償に関する争訟について、被共済者が組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- ⑦ 損害賠償責任の解決について、被共済者が組合の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

（注1）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

（注2）被共済者が貸主に対して損害賠償金を支払ったことにより取得する物がある場合は、その価額を差し引きます。

第5条（共済金の支払額）

1回の事故につき組合が支払うべき共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{前条①の被共済者が貸主に} \\ \text{対して負担する法律上の損} \\ \text{害賠償責任の額（注1）} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前条②から⑦まで} \\ \text{の費用（注2）} \end{array} = \text{共済金の額}$$

（注1）共済契約証書記載のこの特約の支払限度額を限度とします。

（注2）前条①の被共済者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が共済契約証書記載のこの特約の支払限度額を超える場合において、被共済者が同条⑥および⑦の費用を支出したときは、同条⑥および⑦の費用として支払うべき共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{被共済者が支出した前条} \\ \text{⑥または⑦の費用の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{共済契約証書記載のこの} \\ \text{特約の支払限度額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前条①の被共済者が貸主} \\ \text{に対して負担する法律上} \\ \text{の損害賠償責任の額} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{前条⑥または⑦の} \\ \text{費用として支払う} \\ \text{べき共済金の額} \end{array}$$

第6条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が共済金の額を超えるときは、組合は、次の①または②のいずれかに該当する額を共済金として支払います。

- ① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合
この共済契約の支払責任額
- ② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合
共済金の額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

第7条（事故発生時の義務）

共済契約者または被共済者は、第2条（共済金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑦までのことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次のア. からウ. までの事項を遅滞なく組合に通知すること。
この場合において、組合が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
ア. 事故発生の日時、場所、事故の状況、貸主の住所および氏名または名称
イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ組合の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、借戸室に対する緊急措置を行う場合を除きます。

- ⑤ 損害賠償の請求（注１）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく組合に通知すること。
- ⑥ 他の共済契約等の有無および内容（注２）について遅滞なく組合に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また組合が行う損害の調査に協力すること。

（注１）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注２）既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（事故発生時の義務違反）

- (1) 共済契約者または被共済者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、組合は、次の①から④までに掲げる額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②または⑤から⑦までのいずれかに該当する規定に違反した場合は、それによって組合が被った損害の額
 - ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく前条②または⑦の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ② 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく前条②または⑦の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

第9条（組合による解決）

- (1) 組合は、必要と認めた場合は、被共済者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決にあたるができます。
- (2) (1)の場合には、被共済者は組合の求めに応じ、その遂行について組合に協力しなければなりません。

第10条（先取特権）

- (1) 貸主は、被共済者の組合に対する共済金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第4条（支払共済金の範囲）②から⑦までの費用に対する共済金請求権を除きます。

- (2) 組合は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。
 - ① 被共済者が貸主に対してその損害の賠償をした後に、組合から被共済者に支払う場合（注１）
 - ② 被共済者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、被共済者

の指図により、組合から直接、貸主に支払う場合

- ③ 被共済者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、貸主が①の先取特権を行使したことにより、組合から直接、貸主に支払う場合
- ④ 被共済者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、組合が被共済者に共済金を支払うことを貸主が承諾したことにより、組合から被共済者に支払う場合（注２）

（注１）被共済者が賠償した金額を限度とします。

（注２）貸主が承諾した金額を限度とします。

- (3) 共済金請求権（注）は、貸主以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権（注）を質権の目的とし、または②③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、②①または④のいずれかに該当する規定により被共済者が組合に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第4条（支払共済金の範囲）②から⑦までの費用に対する共済金請求権を除きます。

第11条（共済金の請求）

- (1) 組合に対する共済金請求権は、被共済者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と貸主との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。
 - ① 共済金の請求書
 - ② 共済契約証書
 - ③ 組合の定める事故状況報告書
 - ④ 被共済者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または貸主の承諾があったことを示す書類
 - ⑤ 損壊が生じた借用戸室の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注１)および損壊が生じた借用戸室の写真(注２)
 - ⑥ その他組合が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの

（注１）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注２）画像データを含みます。

- (3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
 - ① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居または生計を

共にする３親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、組合は、共済金を支払いません。
- (5) 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第12条（共済金の支払時期）

- (1) 組合は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、共済金を支払います。
- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被共済者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、組合は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注 2）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3） 180 日

- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日

- ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項を確認するための調査 60 日

- ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

（注 1）被共済者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注 2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注 3）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条（時効）

共済金請求権は、第 11 条（共済金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②の額を限度とします。
- ① 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合
被共済者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)の②の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 共済契約者および被共済者は、組合が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

第15条（重大事由による解除）

- (1) 組合は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- ① 共済契約者または被共済者が、組合にこの共済契約に基づく共

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款、普通共済約款Ⅱ、総合共済約款または新総合共済約款規定を準用します。

共済契約の継続に関する特約 (長期契約用)

第1条 (共済契約の継続)

- (1) この共済契約の満了する日 (以下「満期日」といいます。) の属する月の前月10日 (以下「通知締切日」といいます。) までに、組合または共済契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合は、この特約により、この共済契約は、次条および第3条 (継続後契約の内容) に定める内容で、継続されるものとします。以後、共済契約証書記載の総共済期間 (注) の満了する日まで同様とします。

(注) 総共済期間

総共済期間とは、この共済契約およびこの特約により継続される後の共済契約 (以下「継続後契約」といいます。) により共済の対象が補償される期間として組合と共済契約者との間で予め約定した期間とします。

- (2) 継続後契約の共済期間の初日は、満期日とします。
- (3) (1)および(2)の規定によりこの共済契約が継続された場合は、組合は、共済契約証書または共済契約継続証 (以下「継続証等」といいます。) を共済契約者に交付します。

第2条 (継続後契約の共済期間)

- (1) 組合が、共済契約者に対して、通知締切日の属する月の前月10日までに、継続後契約の共済期間を通知した場合で、共済契約者から通知締切日までにこの特約を適用しない旨の意思表示がされないときは、継続後契約の共済期間は、組合が通知した共済期間とします。
- (2) (1)以外の場合は、継続後契約の共済期間は、この共済契約の共済期間と同一とします。

第3条 (継続後契約の内容)

- (1) この共済契約は、満期日における内容と同一の内容で継続されるものとします。ただし、この共済契約が協定再調達価額を定めた契約である場合を除きます。
- (2) この共済契約が協定再調達価額を定めた契約である場合は、この共済契約は、次の①および②に定める内容を除き、満期日における内容と同一の内容で継続されるものとします。
- ① 継続後契約の協定再調達価額
この共済契約の協定再調達価額を、建築費または物価の変動等にしながら調整して算出した額とします。
- ② 継続後契約の共済金額
次のア. またはイ. の規定によって算出した額とします。
- ア. ①の規定により算出した協定再調達価額が、この共済契約の共済金額を下回る場合は、①の規定により算出した協定再調達

済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 共済契約者または被共済者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力 (注) に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力 (注) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力 (注) を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力 (注) がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力 (注) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、①から③までの事由がある場合と同程度に組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 組合は、被共済者が①③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約 (注) を解除することができます。

(注) 被共済者が複数である場合は、その被共済者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が第2条 (共済金を支払う場合) の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、普通共済約款第28条 (共済契約解除の効力)、普通共済約款Ⅱ第23条 (共済契約解除の効力)、総合共済約款第30条 (共済契約解除の効力) または新総合共済約款第3章基本条項第13条 (共済契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (4) 共済契約者または被共済者が①の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①または②の損害については適用しません。
- ① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害
- ② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害 (注)

(注) 借家人賠償責任補償特約第4条 (支払共済金の範囲) ②から⑦までの費用を除きます。

第16条 (準用規定)

- 価額により定めるものとします。
- イ. ①の規定により算出した協定再調達価額が、この共済契約の共済金額以上である場合は、継続後の共済金額は、この共済契約の共済金額と同じ額とします。
- (3) 組合は、(1)または(2)の規定により継続された継続後契約の内容を、継続証等に記載するものとします。

第4条（継続後契約の共済掛金の払込）

- (1) 継続後契約の共済掛金は、継続後契約の共済期間の始期における条件に従って定めるものとし、組合は、この金額を継続証等に記載するものとします。
- (2) 共済契約者は、継続後契約の共済掛金を、継続後契約に付帯される特約の規定により払い込むものとします。
- (3) (1)および(2)の規定の適用において、共済契約者が共済掛金の払込みを怠った場合の取扱いについては、継続後契約に付帯される特約の規定によります。
- (4) この共済契約に下表に掲げる特約が付帯されている場合は、それぞれの特約の同表に掲げる共済掛金領収前の事故に関する規定は適用せず、(2)および(3)の規定を適用します。

付帯されている特約	左記特約の共済掛金領収前の事故に関する規定
長期 普通火災 共済特約 (住宅・普通物件用)	第4条 共済掛金払込み前の事故の取扱い
長期総合火災共済特約	第4条 共済掛金払込み前の事故の取扱い
長期新総合火災共済特約	第4条 共済掛金払込み前の事故の取扱い
長期普通火災共済共済掛金年払特約（住宅・普通物件用）	第6条 初回共済掛金払込み前の事故の取扱い
長期総合火災共済共済掛金年払特約	第6条 初回共済掛金払込み前の事故の取扱い
長期新総合火災共済共済掛金年払特約	第6条 初回共済掛金払込み前の事故の取扱い

第5条（継続後契約に適用される制度等）

組合が、普通火災共済普通共済約款(住宅・普通物件用)、総合火災共済普通共済約款および新総合火災共済普通共済約款(以下「普通共済約款」といいます。)、付帯された他の特約または共済契約引受に関する制度等（以下「制度等」といいます。）を改定した場合は、第3条(継続後契約の内容)(1)および(2)の規定中「満期日における内容と同一の内容で継続されるものとします。」とあるのは「継続後契約の共済期間の始期における制度等が適用された内容で継続されるものとします。」と読み替えます。

第6条（継続後契約の告知義務）

- (1) 第1条（共済契約の継続）(1)の規定によりこの共済契約を継続する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、共済契約者または被共済者は、その旨を組合に告げなければなりません。
- ① 共済契約申込書に記載した事項、共済契約証書に記載された事項または継続証等に記載された事項のうち普通共済約款の告知事項に該当する事項に変更があった場合
- ② この共済契約に適用される普通共済約款または付帯された他の

- 特約の規定により組合に通知すべき事項が生じた場合
- (2) (1)の告知については、継続後契約に適用される普通共済約款の告知義務に関する規定を適用します。